

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年9月3日 午前10時00分 招集
2. 令和3年9月21日 午前10時00分 開議
3. 令和3年9月21日 午後3時01分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦美保子
まちづくり課長	荒木仁	内牧支所長	加来隆浩

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 提案理由の説明

日程第2 議案第68号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について

日程第3 議案第69号 令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第4 議案第70号 令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案第71号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第72号 工事請負契約の締結について

日程第7 同意第5号 副市長の選任について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

毎回申し上げますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営に御協力をお願いしたいと思います。

これより順次一般質問を許します。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番議員、谷崎です。季節の挨拶抜きに、通告書に従って、早速質問を始めたいと思います。

まず、空き家等対策の推進に関する特別措置法とはという問いかけでございます。

お手元に資料を配付しております。私だけカラーで、すみません。皆さん、白黒です。この資料は、平成 27 年 3 月の私の一般質問で法律が施行されたときに出した資料、一般質問のときに出した資料です。それがこのまま生きていると思いますが、これまで 6 年たっております。6 年たった中で、この特別措置法をどのように利用してきたのか。その前に、この特別措置法とはどういったメリットがあるのか。簡単な説明を含めて御答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） おはようございます。

特別措置法の簡単な説明とこれまでの活用経緯ということで、簡単な説明は、近年、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観など、地域住民の方々の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえまして、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応・対策が必要であるということで、平成 26 年 11 月 27 日に公布、平成 27 年 5 月 26 日に施行されたという法律になっております。

これに対する活用経緯ということですが、これに関しましては活用しているものではなく、そういった状況も分かっておりますが、あくまでも個人の財産であるため、阿蘇市においては、本法令については活用した経緯はなく、平成 20 年 9 月 24 日に施行しました阿蘇市生活安全条例の規定に基づき、所有者の方の責任としての対応を求めてきたところであります。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） これは、非常に空き家が目立ってきている中で、廃屋と呼ばれる、あるいは樹木が生い茂って、近所に迷惑をかけている、そういった廃屋があるにもかかわらず、どうしようもないというところで全国的な問題がありまして、ただ、所有者の財産権があるので、国として何か法律をつくって、特別措置法でできますよということをつくった法律ですけれども、これの肝は、一つは特定空き家というのが指定できるということです。その特定空き家というのを指定したならば、自治体から助言、勧告、修繕命令、改善されない場合は強制代執行までできるということまでできている法律です。ただ、この強制代執行の後の資金回収をどうするかという課題が非常に大きくあります。

それで、まず、その前段階であるところの特定空き家指定が阿蘇市で 6 年前にすぐつくってくださいという一般質問をしたんですけれども、(2) 特定空き家指定のための協議会は設置できたのか、それについてお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 特定空き家指定のための協議会の設置につきましては、協議会の設置は行っておりません。先ほど申しました個人の財産に踏み込むことになりまして、より慎重な対応が必要になると考えているところであります。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 特定空き家を指定することによって強制代執行までいかなかったとしても、ここに書いてあるように、固定資産税の優遇措置がなくなって、固定資産税が上が

るとか、それが財源になったりとか、あるいは家主が、固定資産税が上がるぞということになれば、ちゃんと整備して、特定空き家に指定されないようにしないとイケないと、そういうふうにして整備していく、そのきっかけにもなります。ネット上で見ると、特定空き家に指定されたら、税金が6倍に上がりますよという宣伝で、家を修理しましょう、リフォームしましょうという広告とかも出ています。そういった中で、特定空き家を指定できる委員会をつくるということは、そういった抑止にもなるのではないかと思います。そして、税金が上がるということになれば、この土地はできれば売って、別の人に渡したいと思う方も出てくるのではないかと。そういう意味では、土地の流動性が出てくると思います。そういったメリットがありますので、今後、協議会というものを立ち上げることを検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 協議会の必要性につきましては十分感じているところであります。様々な問題を解消するために、課内でも協議を進めているところであります。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 何か歯切れが悪いですね。

(3)に移ります。実効性のある空き家対策をということで、廃屋には、家が古くなって、廃屋になっているだけではありません。草木も含めて近隣の方々に非常に迷惑をかけたとか、倒壊のおそれですぐに瓦が落ちたりとか、そういった危険に遭遇する方もおられました。そして、その中にサルや、あるいはイノシシが入ったのは見たことがないんですけど、ほかの犬、猫、動物が入って、非常に衛生上もよくない状況になっております。そういった廃屋は撤去して行って、御近所の方の安心というものにつなげていかないといけないと思います。さらに、台風が最近大型化してきて、倒木の危険があります。特に大きな木が倒れたら、御近所の家も被害に遭うということですので、そういった整備をお願いしたいんですが、実効性のある空き家対策については、担当課としてはどういった考えを持っておられますか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 空き家対策については、先ほど申しました生活安全条例に基づきまして、条項にあります、市民の責務、事業者の責務、土地建物所有者等の責務を果たされるような啓発を行っております。生活環境保全のため、放置することが不適切な状態ということも併せまして、御本人に通知、啓発を行っている状況であります。また、防犯上、地域に影響を及ぼすような建物につきましては、阿蘇警察署への情報提供も行っているところであります。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） やはり私たちは、毎年、固定資産税を1%ずつ払っているわけです。普通、家賃を取る方々は、家賃を取って、その家を住めるように修繕するというのは義務ですけれど、自治体が1%家賃を取っているということは、その土地の整備、地域全体が住めるようにするということに対しては義務があると思うんです。住んでいる人は、100年以上住んでいます。物価が上がらなくなって30年ぐらいたちますが、少なくとも30%はその地

価に相当する固定資産税を払っております。そういった中から積み金をして、最後の強制代執行までやれるような財源も確保していただきたいと思いますし、今後の宿題として強制代執行の資金が回収できないから二の足を踏むところもあると思いますので、例えば国民健康保険は国民健康保険税という形で税金として取り立てることができます。こういったものも何らかの税金扱いして、取立てができないだろうか。あるいは、ここは住宅街だから、ここは商店街だからというエリア分けをして、そしてこの前出てきた過疎債の税条例を変えたりとかして、それでもって、要は交付金をいただきながら、そういったまちづくりの整備をしていくと。そういった方法とか、いろいろな方法を考えていかないといけないと思います。特に特定空き家指定をすれば、固定資産税が6倍になると言われるように、減免措置がなくなりますので、それも何軒あって、大体幾らぐらいになるかというのも積算して、基金として積み上げていただきたいと思います。

それと、もう一つ、私たちも直接御本人にお願いに行きたいと思います。ただ、住所が個人情報関係の問題で教えていただけない場合もありますので、それについては条例でもきちんとつくって、そういった場合には近所の方に情報提供しますよということもやっていただきたいと思うんですけど、そして直接お願いに行きたいとも思うんですが、そういったあたりについて何か所見があれば、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 目的税とはまた違う話でありますけれど、現在の取組として様々な問題がございます。防災、防犯、安全、景観、土地建物の把握、あと永久に管理していただくための啓発措置等がございます。その中、関係各課と連携して、協議を行っておりますので、その延長線上で何らいい方策というのを検討したいと考えています。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 御近所の方は非常に苦勞しておられるし、危険に感じておられる方々もおられます。子どもの通学路沿いで瓦が落ちてくるような場所もあります。そういったところを何とかしていかないと、やっぱり何かあった場合にはいけないので。

それと、後々、質問の最後に免責条例の話をしませんが、やはり自治体が勇気を持って前に進んでいく上で、それをカバーするための条例とかもつくる必要があると思います。自分がよいと思ってやったことが後から損害賠償を請求されてしまうということに対するリスクを避けて、何も決断できないではなくて、リスクがあった場合はちゃんと免責条例で保証しますよ、カバーしますよという、そういったことも同時にやっていったほうが良いと思いますので、それは一番最後にまた言いますけれども、住民の安心・安全のためですので、積極的な対応をお願いいたします。最後、一言。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 何らかの措置は、今後引き続き協議を行ってまいります。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） それでは、2番目の畜産クラスター裁判の総括はということで、長年にわたり今まで畜産クラスターの件について質問してきました。おおよその結論が出てき

て、このあたりで総括して締めていってもいいのではないかと、そのように思っております。

それで、2、3点、気になる点と最後の締めをお聞きしたいと思うんですが、まず、(1)平成30年2月2日の全員協議会の説明では、「クラスター協議会に凍結を申し込む」ということだったはずだがということで、副市長は、6月の河崎議員の一般質問では、凍結をクラスター協議会に通達したという表現されています。私が、その後、それは間違いだろうということで言ったときに、どうだったかなという御回答でしたので、わざわざ質問を上げたんですけども。議会の承認を得て通達したというのと、議会に全員協議会ですけれども、凍結をクラスター協議会に申し込んだというのとでは、議会の結論に対してどうかという結論が違いますので、実際のところどうだったのか、どういうふうに認識をしておられるか、御回答をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

平成30年2月2日の全員協議会の説明では、「クラスター協議会に凍結を申し込む」という形で説明したかと思えます。実際にはクラスター協議会に凍結を通達ということではなくて、やっぱりお願いと、申し込むというところが適正な言葉だとは思っております。協議会自体もその申出を受けまして、それなりに事業者に対して有利な条件の提案等も行っておりますので、その申出に対して協議会も対応していただいたものとは思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） では、あのとき、クラスター協議会も多少の対応はあったということですか。

私たちとしては、複雑な問題ですので、情報も足りないので、副市長から言われる情報をそのままのみにして考えないといけないところもあったんですが、やはり全員協議会の場では、その場で資料を出されて説明されても、なかなか分かりづらいところがあって、結局のところ、クラスター協議会に申し込むことによって、クラスター協議会には、県の職員もいれば、農協の職員もいます。関係者もいますので、副市長あたり、阿蘇市が独善的な考えがあったとしても、そこで客観的な情報が得られて、客観的な判断ができるのではないかと。そういうところで申し込むということに対しては、了承した覚えがあります。ただ、それでもって、凍結は、その後、いきなり返ってきて、県に最後通告を出されたからということで凍結しましたという報告を後から受けていますので、そのときには結論が出ているという立場だったんですけど、それは御理解いただけますか。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の経緯でございますけれども、先ほども少し触れましたけれども、市のほうから2月2日に全員協議会でこういったことをやりますということで御報告をした後に、協議会に対して文書で通知をしております。それを受けまして、協議会も、先ほど申しましたように、県と、あるいは市と協議しながら、いわゆる今の場所を移っていただけるのを前提とした有利な内容の提案をされております。具体的に申しますと、現在3分の1まで落ちている補助金を2分の1まで引き上げる。5,000万円の補助金を、早い話、

7,500万円まで引き上げるという条件でございました。それをもって協議に行ったところが、やはりこれも受け入れてもらえなかったところがございます。その後、先ほどお話がありましたように、事故繰越しの協議が並行して行われておりまして、その事故繰越しの判断をするに当たりまして、市としましても自らするのはいかがなものかというのは当然ありますので、市の意見を添えて、県に対して副申を添えて出して、県のほうで最終的に判断してもらいたいということを県にお話もしましたけれども、県としては、それは例がないから受けられないということで、どういうふうにしようかということでいろいろ協議を行ってございましたけれども、県から、時間切れではないですけれども、今日中に文書が上がらなければ、全体をボツにするという内容の通告がありましたので、市としましてもほかの事業体の皆様には迷惑をかけられないので、市の判断で1事業体を外して申請したということでございます。結果として、それが凍結したような形になっているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今のお話を聞けば、その時点でも凍結は曖昧な感じだったように思います。

私がここで言いたいのは、その後、凍結が決定された後、また全員協議会でも説明がされています。副市長は、前回は申し込むということだったけれども、凍結ということになりましたという報告だったと思いますけれども、私たちとしては、決定したことです。場所が全員協議会の場所でもありますので、そこでいろいろ議論しても仕方がないということで、その場は少し2、3問、分からないところを質問した程度で済ませて、3月、6月、9月と質問をしまして、そこで間違っているのではないかとか、どうなんだとかいう質問をしております。そういった意味では、流れからいくと、議会が凍結を追認したという事実はないと思うんですけれども、これまで、その後、全員協議会があつて、たとえ意見がなかったとしても、要は一般質問でおかしいのではないかとという質問をしておりますので、その後、いろいろあつたとしても、質問がなかったとしても、追認したことにはならないと思いますので、そういう追認したという説明が途中ございましたけれども、それについては認識を改めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 今おっしゃいましたように、凍結の後に全員協議会を開かせていただきまして、経過を報告したところでございます。今、御質問にありましたように、その後、議会ごとに経緯についての御質問等あつたと思います。議会の皆様方も、この件に関しまして、いわゆる議案という形で議会の皆様にお諮りしたことはございません。あくまでも執行部の判断ということでやってきております。これに関しましては、議会がこういう判断をしたということになりません。議員の皆様にはそれぞれの考え方もあるかと思っておりますので、それを一を以て全体の意見ということではありませんけれども、執行部としましては報告すべきことは報告してきたという認識でいるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 報告することはしてきた。議会として追認したわけではないという

ことは認識していただきたいと思ひますし、全員協議会の場合そのものが何かを議論する場ではなく、この前、全員協議会の場合でいろいろ長くもめたことがあって、議会運営委員会を開いて、全員協議会とはこういう場だということを追認したと思ひますけれども、要は本議会に支障がない程度の質問をしたり、本議会の前の説明の場という程度と言うといけないですけど、そういう場であるということも執行部としては認識していただいて、決めることは本議会で議事録のあるところできちんと質問して、きちんと議決なら議決をしていく。それが議会の意思であると認識していただきたいと思ひます。

もう一つ、6月議会の本会議の追加議案、賠償金支払いの質疑の中で、私は、要は凍結を決定した市長、副市長、経済部長の3人の責任はどうなるのかという質問をいたしました。それに対して、行政処分委員会で何か決まるかのような表現がありましたが、今日、録音テープをよくよく聞いてみると、「行政処分委員会は職員を処分します。3人のことについては、県の指示を受けて決めていきます」、「決めていきます」とまでも言わなかったですね、「そういった指示を仰いでいきたい」という答弁がありました。9月に給与の減額の質問があったときに、市長、副市長の責任はという質問をしたときには、行政処分委員会の対象にならないという回答だけでしたので、このことについて話し合われたのかどうかすら分かりません。県の指示というのはどうだったのかをお尋ねいたします。どこで、市長、副市長の責任を問うたのか。それがないと、職員も過失はあったけれども、処分には該当しない。市長、副市長も責任がないという見解になれば、誰も責任がない。9,000万円も税金を払うようになって、誰が責任を取ったんだということになりますので、そのあたりの見解について御回答をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 県の指示というのは、私が答えたのでしょうか。県の指示を仰ぐという話。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） すみません、私も録音テープを聞いただけなので、誰の声だったか、総務部長だったか、当時の説明者だったか、覚えておりません。今、分からなければ、別に県の指示はいいです。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） それで、今回の責任の話ということでございますけれども、そもそも今回の件につきましては、移転を求める住民の皆様の意向を聞きまして、市としてはでき得ることを行ってきたわけでございますけれども、結果的には市と地域住民の知らないうちに大規模な畜舎が建ってしまったという結果については、非常に残念に思っております。あまり分からないうちにこういったものが起きたら困るということで、市としましても阿蘇市畜産環境保全に関する条例を制定しまして、事前協議制みたいなものを導入しております。県におきまして、つい先日ですけれども、8月11日に農林水産部長名で県下の各畜産クラスター協議会の会長宛てに事業推進上の留意すべき事項ということで、畜産環境問題への配慮、それから計画段階での地元、市町村への十分な連携、地域住民の理解の醸成などは、

これまで市が裁判を通して主張してきたところと同様な内容の通知が出されておまして、市が今までいろいろ主張してきたことが非常に荒唐無稽なことではないとは思っております。

責任についての話でございますけれども、判決にもありましたように、まず国家賠償法の規定があるということで、国家賠償法に基づき、職員が行った行政行為につきましての責任は市にあるということになっております。その行為が故意または重大な過失があった場合にのみ個人に求償するということがありますので、先ほど行政処分委員会等を開きまして、職員の責任については審議してきたところでございますけれども、懲戒処分に該当するほどの大きな過失はなかったという判断を得ておりますので、先ほど申しましたように、まず第一義の責任は市にあるということで、それから先、職員に対してはそういった懲戒処分に該当する、求償に該当するような故意または重大な過失はなかったと思っております。私どもにつきましても、故意または重大な過失は自分たちにもなかったと判断しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） ここでの問題は3点ほどありまして、予算審議のときに、市長、副市長の責任をどこで明らかにするのかというものが曖昧で答えられていない。

もう一つは、その責任に対して客観的に判断する機関がなかった。要は、そのときに責任者の処分についてどうしますということを予算委員会で補正予算のときに言っていないので、もしそれを吟味する機関がないということであれば、議会のほうで地方自治法の第98条とか第100条とか、審査する場所はあるんです。そういったところで審査する機会もあったんですけど、そのときその回答がなかったの、そこまで移ることもできなかったわけです。

もう一つは、自らで判断された。私は、道義的責任を取られて、減額されるということは評価したいと思うんです。それは立派なことだと思うんですが。ただ、裁判官が犯罪を犯したときに、その裁判官が自分で自分を裁くかということ、そういうことはしないわけです。たとえ法律に詳しい裁判官がいたとしても、被告になったら別の裁判官が判断するわけですから、市長、副市長の責任については、議会なり第三者委員会なり、そういったものをつくって判断するのが正当な手順であった。そこで、違反行為があり、過失があり、責任はあるけれども、賠償責任はないと判断されたならば、あとは、市長、副市長が個人的にでも、道義的責任は取らせていただきたいというのが順番ではないかと思うんです。

その3点、問題があったと思います。それで、特に予算委員会のときに、そういった処分に関してもうちょっと詳しく言うていただければ、そういった機関を議会のほうで立ち上げるという手順もできたかと思うんですけども、今となっては遅いんですが、ちゃんと聞かれたときにはつぶさに答えていただきたい。この前、聞かれなかったら答えなかったという明言もありますけれども、聞かれたら、やっぱりそれに対して真摯な回答をすることでもって、執行部と議会で市民のためにどうしたらいいかという結論を導けるように回答を丁寧にお願ひしたいと思います。それについて、よかったら所見を。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御意見でございます。私どもも、先ほど議員がおっしゃいましたように、既存の条例、規則の中にはそういった規定がございませんので、議員がおっしゃるような形については、やはり別の形、例えば住民監査請求なり住民訴訟なりであれば、そういった形の中で進んでいくものかと思っております、おっしゃいましたように、議員の発議として百条委員会なりを設置していただくことについては、その当時、その当時の判断によるかと思えますけれども、現状の市が管轄します条例等の中にはそういった規定がありませんので、そのあたりの話はできなかったというところでございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 百条委員会の話が出ましたけれども、流れとしては、道義的責任という言葉が出て、それに対して減給もしていくことが可決されていますので、そこまでは必要はないかというか、それはできないかと、そういうふうに個人的には思います。それで、あとは住民の方々がどう判断されるか。特に金額も含めて不満がある住民も結構おられるみたいですので、そのあたりは住民監査請求とかの動きがあるということだけは分かっていたきたいと思います。

そして、その内容で、副市長は、判決の内容が、瑕疵があって、重大な過失でないから、責任がないと判断されているところがあると思いますが、基本的には、判決文は、国家賠償法の第1条第1項だけで述べてあって、求償権に関わる第2項については踏み込んでいってないんです。なぜかという、あの裁判は、原告が、阿蘇市の補助金を止めるという行為は不当ではないかということで、その不当性を訴えて、認めてもらうための裁判なので、市長がやった行為によって損害が発生して、市民に損害が生じた。これに関する問題は、また別ものです。だから、求償権の問題は、また別途裁判してみないと、重大なのか、ただの過失なのか、それは分からない問題であります。それで、市民にとっては、9,000万円もの税金が不当に支出されたように感じておられます。そういった意味で、道義的に責任を取ることによって一つの解決を模索されるというか、解決されたと思っておられるのであれば、その責任について、一言、市長と副市長から市民に向けた御説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の最後のところでございますけれども、私どもはあくまでも市民の、地域の方々の思いを受けて、事務をやってきたところでございます。結果といたしまして、賠償金が発生したというところでございまして、先ほど申しましたように、国家賠償法の中では、責任については一義的には市にあるということで、その責任が個人の重大な過失等があれば個人にその賠償責任があるという形になっております。先ほど判決の話がありましたけれども、判決文の中に、私どもは「重大な過失」という言葉が使われていない。裁判官が使う言葉ですので、「過失」と「重大な過失」というのはきれいに使い分けると考えておまして、「過失」という言葉しか使っていないということで、重大な過失はなかったと判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） まず、冒頭に申し上げておきたいのは、私が見解を出したのは、道義的所見ということでありまして、決して責任ということは発言をしておりませんので、そこは一つ御理解をいただきたいと思います。

そのような中で、今回のクラスター事業についてですけれども、住民の方々の思いというのは、生活、暮らしの中で生まれてきた、その土地の切実な現場の今回実態の生の声であったと思います。そういう生の声をしっかり聞いて、そして事実に基づいて対応していくということが、行政が果たす役目だと思っております。恐らく議員もそうではないかと思っておりますけれども、もし行政が住民の思いを聞いてくれない、あるいは相手をしないで閉じてしまうということになれば、住民の皆さんと、そして行政の間について信頼関係が失われて、今後の市の運営に弊害と支障を来すということになっております。そのような意味で、一生懸命我々は取り組んでまいりましたけれども、今回の判決は、生活の暮らしの中で生まれてきた事実と、そして裁判のほうで取り組んでいただける判決の現場認識というものが、相当ここは乖離があるということがありますし、その乖離があまりあり過ぎるということで、私はすごくそう思われて、判決が出たということについては、ただただ残念であるという思いであります。それが、これからの阿蘇市の運営にとって、よりこういうコロナ禍の中でもありますし、アフターコロナということもあります。行政をしっかりと預かりながら、これから阿蘇市の発展と住民の皆さん方の安心・安全のためにやっていくのが私の責任だと思っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 道義的所見と道義的責任というのがどう違うか私は分かりませんが、基本的に9,000万円近くも税金が出ております。この前、経常経費比率が95%前後で、残り5%、投機的経費として自由に使えるお金が5億円程度となる中で、9,000万円の出費は非常に痛いです。先ほどの空き家対策で強制撤去の費用も9,000万円あれば何十軒とできます。そういった中で、この出費の大きさを思っ、やはり責任という言葉を使ったほうがいいのではないかと、そのように思います。

それでは、免責条例はつくらないのかということでお聞きします。

憲法も含めて法律でいろいろ規定されている中で生活に支障が出たりすることもあります。先ほどのクラスターの問題も、住民の方とのあつれきの中で、法律で解決できない問題の一つでもあると思います。その中で、条例を強くつくって、強制的にやっていくこともできないといけなと、将来的には、私はそのように思います。エリア分けとか、前提としてつくる準備も必要だと思います。

その中で、議会は時間をかけて審議する場ですけれども、行政は時間に迫られる中で決断を迫られていきます。その中で、住民の願いに対し法整備が遅れている場合もあり、難しい判断を迫られる場合もあります。その判断に個人が賠償を負うべきでないとは私は考えます。

そういうわけでありまして、国も同じような考えから、2017年度には政令で免責条例をつくりなさいという通達を出しております。それについてお伺いしたいんですけれども、

免責条例はつくらないのかという問いですけれども、お答えをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃいましたように、国のほうでは市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例というものを定めることができるということで、平成 29 年、地方自治法の改正がございまして、これが令和 2 年 4 月 1 日から施行がされているところでございます。

今、議員がおっしゃいましたように、各自治体の条例におきまして、地方公共団体の長、いわゆる市長、それから私ども一般の職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うに当たっての善意でかつ重大な過失がないという場合には損害賠償責任を限定して、それ以上の額は免責するというのを定めることが可能となってきたところでございます。

しかしながら、他の自治体、そういった動向を見据えながら、ここは見ていったほうがいいという当時の判断をしております。また、阿蘇市町村会、こちらでも足並みを合わせて、今、条例化に向けて検討を始めているところでございます。

なお、県内の状況を見ますと、天草市が令和 2 年 4 月、法の施行とともにやっておられまして、また熊本市と合志市が、今年、令和 3 年 4 月になって施行されているという状況でございますので、こういった状況も見ながら、また阿蘇郡市で足並みをそろえて、その条例化については検討を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） じゃあ、今の時点でつくと決まっているわけではないということよろしいですか。分かりました。

では、私としては、以上、質問は終わりましたので、時間もきましたので、このあたりで締めさせていただきたいと思っております。どうも御静聴、ありがとうございました。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 8 番議員、谷崎利浩君の一般質問が終わりました。

続きまして、19 番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 19 番議員、河崎でございます。クラスター関係の質問でございますけれども、ただ今、谷崎議員が質問されて、大変重なるところもあると思っておりますけれども、私なりの考えでまた質問いたしますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

まず、事故繰越しについてですけれども、私なりに時系列を当初からまとめておりますけれども、前後するところがあって、分かりにくい点もあると思っておりますけれども、まず事故繰越しについてです。これについては、平成 29 年の、先ほども話が出ましたけれども、市が知ったのは 2 月 15 日、現地確認となっておりますけれども、まずは平成 29 年 3 月 7 日に事故繰越しについて協議会に申請がなされております。3 月 8 日に市から農政局にそういう進達がなされております。計画の事業箇所というのは、この段階で万五郎の土地が記載されていたわけです。3 月 8 日に市から農政局に上げたときは、万五郎という土地が計画されてい

たということでございます。それから、平成30年3月16日に事故繰越しを、原告を除いて、7団体で申請されているわけです。これが市から県、国、また国から県、市、協議会と通知しておりますけれども、3月16日に原告を除いて申請してあります。

それと、私のなりに判決文をよく読んでおります。判決から見ると、事故繰越しをすべきですけれども、職務上の注意義務違反が裁判で決定してとなっております。そこで、お尋ねいたしますけれども、なぜ阿蘇市はこの時点で、先ほど和田副市長もちょっと触れられましたけれども、県や弁護士等に相談、判断を仰がなかったのかというのを、まずは質問いたします。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） ただ今の御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃいました日付けについてですけれども、平成30年3月6日ですか。3月16日。平成30年ですか。平成30年というと、事故繰越しの話ですね。事故繰越しにつきましては、先ほどお話ししましたように、通知をしまして、協議会がそれなりの対応をさせていただきましたけれども、相手の御理解を得られなかったというところがございます。その間も基礎工事は進んでおりますので、市としてはやはり腰を据えて話し合う時間が欲しいということもありまして、協議会にじっくり話合いの時間をつくりたいということで凍結の申入れをしたところがございます。これを受けまして、協議会もそれなりに動いていただいて、提案していただきましたけれども、相手としては認めていただけなかったというところがございます。最終的に、先ほども話がありましたように、事故繰越しの事前調書というものを、正確には事故繰越し調書、これを県が最終的には農政局と協議して、事故繰越しをするかしないかというのを決めるという、正式な事故繰越しの手続の前段の手続と御理解いただければいいと思いますけれども、その協議書が上がってきておりまして、これを県に上げる段階で、先ほど申しましたように、県から時間切れだということがありまして、最終的には市が苦渋の決断をしたというところがございます。

この間、弁護士あたりに何で相談しなかったというところがございますけれども、非常に時間がございませぬし、市としましても、ただいきなりやったわけではなくて、県に副申を伺ったりとか、考えられることはやって、それでもやはり県がそれはちょっと困るということだったものですから、市として、時間もありませんので、苦渋の決断をして申請したというところがございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 事故繰越しについては、今説明があったように、そのように理解いたしますけれども、裁判の判決では、やっぱり職務上の注意義務違反が裁判で決定しております。そういうことで、また次に進みます。

次は、事業計画変更申請についてですけれども、これについては本件変更交付ですね、補助金のカットですけれども、これについては、阿蘇市長は本交付決定や取消しや内容の変更はできるとなっております。判決ではその条文がっておりますけれども、その上に、阿蘇市交付規則第9条第3項に基づきますと、阿蘇市長がその変更を承認する場合は、前提とし

て補助事業者による事業変更申請が必要とされていると、こういうふうに判決ではなっておりません。原告の畜舎事業に関する変更はされていないわけですから。そういうことで、阿蘇市長が変更したのは、同条、阿蘇交付規則の適用を誤ってされたもので、手続上の瑕疵があるというべきであると。これは判決です。私の言葉ではなくて、判決です。そういうことを受けてまして、市長が本件変更を決定した手続上の瑕疵がある上、本交付決定に無効事由及び取消事由がないにもかかわらずされたもので違法であり、阿蘇市長に過失があるという判決でした。控訴もなく、これで決定をいたしました。

そこで、お尋ねいたします。協議会から変更申請もないのに、協議会を無視して、手続上の瑕疵があるし、独自の変更申請をしたのはどうしてですか。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 御指摘の部分につきましては、裁判の中で瑕疵があると指摘されたところでございます。当時の職員の判断としましては、そのあたり正確な解釈ができていなかった部分があると思います。ただ、この件に関しましては、事前に県あたりとも協議ができておりまして、その当時、第9条で出したときに問題があるのであれば、県からもこれは条文の間違ひであるということがあってしかるべきだと思いますし、当時の手続としましては、県から、あるいはその上のほうから、この手続について間違っていると、訂正しなさいという指導はあっていないということも事実でございますので、そういうふうに御報告させていただきます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 本件変更交付については、今、副市長が言われましたように、県もそれを受理しているわけです。そういうことで、その辺の課題はあると思います。

それで、次に進みますけれども、私は、平成30年の3月議会、このとき、裁判は5月から始まっているわけです。3月議会に、私も一般質問を振り返ってみると、えらくきれいな立派なことを言っているんです。極端に言うと、平成30年3月の一般質問です。これは、阿蘇市に瑕疵があり、職員の審査、精査不足あたりで、裁判あたりにいったら厳しいのではないかとことを指摘しております。阿蘇市に瑕疵がありですね。あのとき、我々の意見あたりを尊重してもらえば、こんなことにはならないのではなかろうかと思っておりました。

そういうことで、一般質問を振り返ってみますけれども。その前に、先ほど谷崎議員が質問いたしましたけれども、偶然、私と谷崎議員は、農政局次長の畜産振興・農業振興の講演に行きました。そのとき、初めて「クラスター」という言葉を聞いたわけです。私なりにクラスターというのは、今、慣れておりますけれども、その時点では共同でしないといけなかなという思いを持っていたわけです。しかし、よく聞いて、ひいては、谷崎議員ともよく話しておりますけれども、やっぱり阿蘇は畜産地帯です。草原を活かして、世界農業遺産あたりにも貢献しないといけないから、やっぱり畜産は必要です。阿蘇市に私の友だちも、あか牛農家はたくさんいます。その中で、やっぱり甲誠牧場さんには、買ってもらったり、買い支えをしてもらったりして、非常に助かると。ぜひそういうあか牛畜産振興には議会としても議員としても頑張ってくれという指導、助言を受けますけれども。

まずは、そういうことで、移転を求める署名は出ておりますけれども、この12月の一般質問は、副市長、読まれておりますか。私の12月の一般質問は、農政課長の佐伯課長には相談いたしました。できれば、佐伯課長から私の12月の一般質問ですね。平成30年の3月ですね。3月の一般質問を振り返ってみると、阿蘇市にも瑕疵があり、職員にも精査不足、調査不足等があり、裁判になれば、市は非常に厳しいですよということを予言しております。そういうことで、佐伯課長はこれを読まれていると思いますけれども、どのようにこの一般質問の問答書を考えますか。私の質問、市の答え、問題、課題があるとすれば、お答えいただきたいと思います。これは反省ですね。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） それでは、お答えさせていただきます。

平成30年3月19日でございますけれども、議員の一般質問のほうでお答えさせていただいております。その当時の指摘ということで、3月3日につきまして御質問いただいております。この3月3日につきましては、私の回答といたしましては、3月3日の分については承知をしてないということで御回答させていただきました。

御質問の中身を確認しますと、平成28年度から平成29年度に翌年度に補助金を繰り越す手続といたしまして、九州財務局、また九州農政局との間で、いわゆる国同士の手続上、添付書類があったということで、その添付書類に各事業体の地番、場所が記載されていたということでございます。そちらを御質問いただいたと思います。

実際、協議会から市に翌年度繰越しの承認申請が上がっておりますけれども、その書類を見てみますと、地番、また場所の記載が全くございません。それは、実際、市から県に3月7日付けで承認申請を上げておりまして、その後、県と九州農政局との間でそういった添付書類が添付されたといったところ、これは別途、熊本県に関係書類の提出ということで請求いたしまして、そちらの県の保管している書類の写しを確認させていただきまして、判明いたしております。そういった繰越し承認に対して精査不足、また確認不足という御指摘でございまして、今申し上げましたとおり、3月7日付けの書類については何ら場所の特定なるものの記載はなかったところがございますので、何ら確認不足、精査不足には当たらないということで認識をいたしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 阿蘇市が知ったのは9月22日ですか、住民、地元区長さんあたりからの尋ねで場所が発覚したということですが。3人来られた人たちは、私もみんな友だちです。友だちで、この人たちは、5月6日にその万五郎に畜舎が建つというのを知ったわけです。私も5月7日にあの場所に畜舎が建つということを聞きました。そういうことで、何が言いたいかという、私どもでさえ5月にあそこに建つと分かっていた。

それと、今3月7日のことを言われましたけれども、これは正確な情報ではありませんけれども、6月12日、農用地集積計画というのを佐藤市長名で公告されているわけです。この時点で、地元の住民あたりもあそこに畜舎ができるのではないかとことを話されていたわけです。何が言いたいかという、住民の間では、その頃、いろいろな話があった

わけです。そして、阿蘇市は、9月22日、ひいては12月12日ですか、署名が来られました。移転を求める会の署名がですね。そのときは私も参加しております。畜産農家でやっばり場所がもうちょっと変わってもらいたいという思いで、その署名が100人ほど来られたと書いてありますけれども、その中に私も来ております。

しかし、そのときは、あくまでもあの人たちは事業取消しではないです。今も深く反省しておられますけれども、あくまでも移転を求めるということであったと。そういうことで、移転を求める会のグループも、今では市のやり方を批判しているわけです。本当に何か納得ができませんけれども、何が言いたいかというと、平成30年3月の裁判前の議会で、私は、私なりの判断では、市に瑕疵があり、審査不足、精査不足ということを強く言っていますけれども、結果的に言えば、私が思っていたとおり、判決は出たわけです。そういうことで、現在、振り返ってみると、課長はどのように思われますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 平成30年3月の一般質問でも私から、現在も市の瑕疵はないという御答弁をさせていただきました。これまでも、地域住民の方々の思いでありますとか、市のとった正当性を裁判の中で主張してきたところがございますけれども、大変厳しい判決になったということがございます。したがって、市の主張性をとったということがございますので、あくまでも裁判の判決上では市の瑕疵があったということがございますけれども、我々、正当性を主張したという形で申し上げれば、瑕疵はないものということでは現在も思っているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） これは僕もそのときも言っておりますけれども、市の主張と私の見解は見解の相違で平行線です。平行線という言葉も使っておりますけれども、平行線でございます。

しかし、課長が言われますように、瑕疵はないということですが、結果的に裁判の判決から見れば、部分的には瑕疵もあり、条例、規則に注意義務違反があり、ひいては過失になっております。これは後でまた尋ねますけれども、その点はどのように反省されますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど申しましたとおり、判決内容については、非常に厳しい判決になってございます。したがって、これまで裁判の中で主張していた正当性については、今も変わらず思っているような状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 課長あたりと私の見解は、随分差があります。平行線でございますので、佐伯課長に対する質問はこれで終わります。

続きまして、2番の敗訴に伴う市の賠償額ということですが、先ほどからあっておりましたけれども、正確な金額を、私はこの前、全協でも尋ねましたけれども、市の弁護士を入れれば298万何千円ですか、それを入れれば、合計幾らになるわけですか。この正確な金額を教えていただきたいと思っております。谷崎議員は、先ほど約9,000万円と申しましたけれ

ども、正確な金額は、弁護士料を入れれば幾らになりますか。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） 弁護士費用につきましては、298万480円です。裁判費用につきましては、全部で8,383万5,223円でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） この裁判で賠償金を含めまして、約8,677万円使っているわけです。これだけの金を使っているわけですが、住民から見れば、本当に大変な金額だろうと思っております。そういう中で、こういう金額を道義的とか法的とかいう言葉も使いますけれども、これは誰の責任ですか。先ほどから聞くと、重大な瑕疵はない。この8千数百万円の金は誰の責任で、責任は誰にあるかを、まずは答えられる範囲内で答えていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 副市長。

○副市長（和田一彦君） この問題に対する責任はということでございますが、先ほど谷崎市議の質問にも答えさせていただいておりますけれども、判決において賠償責任は国家賠償法に基づくとということでございますけれども、一義的には市にございます。その行った行為が故意または重大な過失の場合には、個人に請求が及ぶということになっております。これについては、先ほど申しましたけれども、判決文の中で「重大な過失」という言葉は使っておりませんので、重大な過失に当たらないと判断しておりまして、個人的な責任について、今のところまだ発生していないというところでございます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 副市長が前回から答えられている言葉ですね、ほかの議員からも、重大な過失についての文言は、簡単に言えば、文言に重大な過失という文言はないということですが、先ほど谷崎議員も言うておりましたけれども、この裁判の争点は、あくまでもこういう補助金あたりの問題です。この中身については、あまり、これは私も法的な専門家に相談に行ってみました。そうしたら、この判決文を見たばかりで、これはこれ自体が重大な過失に当てはまりますよという法的な弁護士さんもおられます。しかし、私なりにネットあたりで調べてみますと、重大な過失の見解、重大な過失とは、僅かの注意をすれば、容易に有害な結果を予見し、回避することができたのに、漫然と見逃し、看過したという故意に近い過失を重大な過失というらしいです。しかし、私から見れば、先ほど職員の中にも精査、調査不足とか認識不足とかありますけれども、そのあたりにも該当するのではなかろうかと私は思うわけです。そういうことで、市長の、これも副市長の見解、重大な過失の見解、私もそうですけれども、一般住民のこういう考え方をする住民も非常に多いのではなかろうかと思えます。再度、重大な過失の文言を答えていただきたいと思えます。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃいましたように、国家賠償法の第1条第2項という形の部分では、今

この適用がされた事例といたしましては、議員がおっしゃったような状況でございます。いわゆる重大な過失という部分につきましては、過去の判例上、漫然と看過したということがございますので、今回の職員等の処分審査委員会、こちらの中でも審査を行うに当たりましては、住民さん方への説明会、説明でありましたり、住民さんを代表される議会への説明、そういったものも全員協議会で説明をやっておりまして、いわゆる事故繰越し、そういったところの対応等につきましても、県と相談をしながら、そういった事務手続も進めてきているということで、これが漫然と見逃されたという判断には至らないということで、重大な過失には及ばないのではないかとということで、これが職員の処分に値することではなかったというところで、処分審査は判断されている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 市の見解とすれば、重大な過失という見解は、市の見解は分かりました。しかし、私にはそこはやっぱり問題があるのではなかろうかと。前の議会のときも、職員の処分委員会は内部でされておりますけれども、私は外部の調査委員会あたりを設置したらどうかということを提案しております。しかし、職員については、内部の行政処分委員会で審査をいたしますとなっております。しかし、高木部長には言いましたけれど、内部の審査委員会は、市長が副市長を任命し、副市長が委員長で審議会が開かれるとなっておりますけれども、全くこの問題については、市長、副市長もそうですけれども、職員も、先ほどもありましたけれども、法的な言葉で言えば、先ほど谷崎議員が言いましたけれども、弁護側が裁判官をやっているのと同じで、またよく使われる言葉、「お手盛り」という言葉を使われますけれども、お手盛りと言われても仕方ないと思います。これでは、公正感がないと思います。そのあたりで、審査委員会は終わりましたけれども、今後は審査委員会の設置の在り方についても、やっぱりこういう場合には、副市長は代理を置くことができるということになっているから、今回もよかったら代理をつくってもらいたかったです。

そういうことを含めて、先ほど免責条例の話が出ましたけれども、私は、以前、内部通報がたくさん来ておりましたけれども、そのとき、内部通報制度（ヘルプライン）の設置をしたらどうかと提案しておりますので、その条例改正も、免責条例もそうですけれども、内部通報制度もほかの町村の事例あたりも聞いて設置をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 質問が通告の3番目に移ってきたのかと思っておりますが、行政処分審査委員会等につきましては、阿蘇市の規則、これは阿蘇市職員の分限並びに懲戒の手続及び効果に関する規則ということで定めておまして、この中では、その処分審査委員会では委員長は副市長ということでございます。昨日も谷崎議員の答弁でもございましたように、職員の処分についてこれを審査するという形になっておまして、副市長がここは委員長を務めるという形で、あと部長5名、こちらを委員として構成するという形で、当然、処分対象者となりました場合は、これを省くという形になっておまして、職員については、副市長は当たらないということでもございましたので、今回は副市長の下で審査委員5名と

いう形で審査を進めさせていただいてきているところでございます。

また、先立ってからコンプライアンスの関係ですね、内部通報等についても外部という形がございましたが、またその辺についてはほかの自治体等の状況等も情報収集しながら検討させていただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） じゃあ、3番目の行政処分審査委員会については、質問もし、答えもありましたけれども、この場合を見ると、住民にこのことを説明すると、なかなか住民もやっぱり公正がないという判断をされる住民は多いと思います。そういうことで、今後このようなことはないと思いますけれども、もしあった場合には、立ち上げは、やっぱり慎重に住民からも理解できるような構成メンバーにさせていただきたいと思います。

これで、行政処分審査委員会の構成の在り方は終わりますけれども、職員の処分となっておりますけれども、まず、今回、市長、副市長、職員も含めまして、処分の、俗に言う、対象者は何名おられますか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 行政処分審査委員会の対象者につきましては、全部で9名でございます。当時の部長から各担当者、当時関わっておりました担当者、年が変わって、異動もあっておりましたので、全部で9名という状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 市長、副市長は、何名ですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） この処分審査委員会は、先ほども谷崎議員の中でもお話ししておりますが、職員が対象でございますので、市長、副市長は含まれておりません。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 行政処分委員会では、市長、副市長は含まれておりませんが、減給処分された方々はお二人ですね。市長、副市長ですね。それを見ると、当然、みんなに笑われますけれども、宮川副市長も印鑑を押しているわけです。その人に責任を持つとは言わないけれども、首長さんたちは、宮川前副市長も印鑑を決裁されております。あの人もこの対象になるわけですね。そのあたりを認識していたのかというのを尋ねたわけです。それを教えてください。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） あくまでも行政処分に伴います減給の処分等につきましては、条例に基づきます処分でございます。今回、市長、副市長の給与に関する特例の条例、これについては処分の対象という形ではございませんので、その部分につきましては、以前の宮川副市長の在籍があった部分を検討するということには至っていないところでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） じゃあ、村山課長については、終わります。

じゃあ、市長、副市長に尋ねますけれども、市長たちが今度条例改正を取られましたけれ

ども、職員も手続に瑕疵があると。市長とか副市長も、判決に市の手続上の瑕疵を指摘されていることから、道義的な所見により減給したと。所見とは何ですか。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 所見という意味ですか。広辞苑にも書いてありますけれども、考えです。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 私も所見という言葉はいろいろ調べてみました。しかし、市長、副市長あたりは、判決に瑕疵の指摘を受けているからということですね。瑕疵という言葉で指摘。じゃあ、判決の中に条例、規則の百何条の規則に注意義務違反して、どうのこうの、そして結果的には過失があると、そういう文言が入っておりますけれども、そういう職員としての注意義務違反、それと過失については、どのような見解ですか。どのような所見を持ちますか。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） そのことについては、今までのやり取りの中で十分御認識をいただいたのではないかと思います。

先ほどのいろんなやり取りの中で、私どもが知ったのは、9月の確か20何日でしたよね。でも、その前に、河崎議員は、ある数名の方から5月7日には畜舎ができるんじゃないかということをおっしゃっておられます。自信ありげでしたけれども、そういう情報があれば、やっぱり住民のそういう住んでいる横にできるということの大切なことでもありますから、それを私たちによければ教えていただいたほうが親切ではなかったかと。そのほうが、よほど後手後手に回ったおかげで、こういう事態になってきたのではないかということは今感想として思っております。

そういうことがありまして、所見ということについては、河崎議員も、先ほど農政課長といろいろ答弁をされる、あるいは質問をされる時、お互いに見解の違いがあるから、これはどうのこうのということがありましたけれども、同じように私の言っていることは、そういうことで広辞苑にも載っておりますから、それを見た上で、また御理解いただければいいのではないかと考えています。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 私も、結論から見ますと、移転を求める会の、市に対する要望も参加しております。そういう、先ほど聞きました5月6日にその情報を知った人もよく知っております。その人たちも移転を求める場所、和田副市長は移転を含めて一生懸命頑張ったけれどもと言われるけれども、結果は、移転先は見つかっていないわけですね。結果的な結論から言うと、やっぱり住民の要望には応えることはできなかったということになります。

そういうことで、5月7日に私が知ったときに何で言わなかったと。議会にこういう諮れば、全協ではなくて、議会にかければ、私はそういうところも意見したし、場所あたりもここならどうかということも私なりに進言できたと思います。

〔「なん今頃言うかい」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 静粛にお願いいたします。

〔「責任ある質問をしてください」と呼ぶ者あり〕

○19番（河崎徳雄君） 責任ある質問をしておりますよ。私は、責任ある質問をしております。今、振り返ってみれば、場所も、そういう議会に正式に提案があれば、私なりの提案をしたと思います。

これで、私の質問を終わります。市長、平行線だから。

○議長（湯浅正司君） いいですか。

○19番（河崎徳雄君） 会議中、やじが飛ばないように、議長、しっかり指示して。

〔「やじが飛ばないように質問をしてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 一言よろしいでしょうか。河崎議員よろしいでしょうか。

○19番（河崎徳雄君） 私はいない。

○市長（佐藤義興君） 先ほどのクラスターに関して、自分が5月7日には既に知ったということで、別に議会にかかるとか、かからないとかという問題ではなくて、議員としてそういう確かな情報と、やはり住民の皆さんが困るような情報であれば、私どもにいただくとか、担当部課にちゃんといただいて、おい、大丈夫なのかというのが普通ではないかと思っておりますけれども、議会がどうこうという前に、既に市民の議員でありますから、その辺はやっぱりそういう具合に行動していただいたほうがよかったのではないかと私はそう思っています。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君、時間がありませんので、まとめてください。

○19番（河崎徳雄君） 市長の思いも分かります。しかし、私たちもやっぱり議会議員としての役割も足りないのではなかろうかと思っておりますけれども、市長、9月22日に来られた3名の方と一緒に協議の場を持ってもらえませんか。お願いをいたします。

そして終わります。

○議長（湯浅正司君） 19番議員、河崎徳雄君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時40分より再開いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、1番議員、佐藤和宏君の一般質問を許します。

佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 1番議員、佐藤和宏でございます。今日は、空き家対策について、1つですけれど、よろしくお願ひします。また、谷崎議員の質問とかぶるところもあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に沿って質問させていただきます。

高齢化が進む中、我が国では空き家が増加の傾向にあります。空き家は、管理が適切になされていないと、防災、防犯、衛生、景観といった住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなります。私が住んでいる地区でももちろん市内全域に多くの空き家や空き地が存在していると聞いております。

私も少し空き家について調べてみました。平成 30 年の統計です。全国には、総住宅数が 6,242 万戸あり、そのうち空き家と言われる家屋は約 846 万戸で、空き家率としては 13.6% です。また、空き家の中でも 4 つに分類されます。1 つ目が賃貸用の住宅、これが 432 万 7,000 戸、総住宅数の 6.9% になります。2 つ目が売却用の住宅、これが約 29 万 3,000 戸、全体の 0.5%。3 つ目に別荘などの二次的住宅が約 38 万 1,000 戸、全体の 0.6%。それから、残りの住宅で、4 つ目のその他の住宅です。これは、約 348 万 7,000 戸、全体の 5.6% となっております。住民の生活環境に影響を及ぼすおそれのある空き家の多くは、その他の住宅に分類されるということです。

本日は、こういった適切な管理がなされていない家屋を含んだ空き家などの発生防止対策の現状と今後の取組や課題について、まちづくり課と政策防災課にお尋ねしたいと思います。

そもそも住宅が空き家になることの要因として考えられるのは、親が高齢となり、子どもと同居することで、今までに住んでいた自宅に住まなくなったり、老人ホームなどの施設に転居したりして、住宅が空き家になり、そのまま放置されるケース、また、相続となった住宅のその後の利用見込み、敷地の流通の見通しがなく、空き家状態が続き、維持管理ができずにそのままになっている空き家や、持ち主不明になり、処分できなくなる事例も発生しているということです。

本市においては、緊急安全措置に該当するような事例は聞かれませんが、この先、危険家屋、特定家屋などの増加に備え、発生防止対策を今から講じなければならないと思っております。そこで、現在の市内の空き家数の状況を、まず教えてください。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 現在の空き家の状況はということでございます。直近の正確な空き家の把握はできておりませんが、平成 28 年度、平成 29 年 3 月に業務委託で空き家等実態調査をまちづくり課のほうでやっております。そのときに、集合住宅、共同住宅は含みませんが、阿蘇市内全域で空き家と思われる物件数が約 800 戸でございます。そのうち、居住が不可能だと思われる物件が約 200 戸となっております。ただし、残りの物件に関しましても、利用可能な物件は半数以下ではないかと思われております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 800 軒あるということで非常に多くなったと思っておりますけれども、例えば持ち主不明とか、もう分からなくなっているところもありますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 申し訳ございません。この分については、持ち主までの

調査は行っておりませんので、私どものまちづくり課では持ち主が不明な物件等についての数の把握は行っておりません。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） まだそれこそ協議会が立ち上がってないということで、なかなかそこまで踏み込むことができないということでしょうけれど、また後でその話もしたいと思いますが、私が住んでいる地区でも、区長さんとの話では20軒を超える空き家が存在しているということです。多くは、今でも人が住むことができそうな家屋ではありますが、中には老朽化が進んだ空き家も見られるようになっております。市内全域となるとたくさん空き家になると思います。これからも増えていくと思います。現在の空き家とならないための対策としては、どのような対策をして対応しておりますか。御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） まちづくり課としましては、土地、家屋の所有者の方々に対しまして、空き家バンクへの登録の周知を行っております。固定資産税の納付書をお送りさせていただくときに、空き家バンクへの登録の用紙を入れさせていただいております。また、今後も空き家バンクへの登録の周知を強化していきたいと考えておりますし、登録に関しましても、できるだけ簡単に簡潔に登録ができるような取組も進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 空き家バンクの話もまた最後にお聞きするんですけども、所有者が、仏壇があってできないとか、片づけが大変なのでできないとか、そういう話もお聞きしますけれども、そういうところを何かスムーズにできるような対策というのは、まちづくり課では考えておられませんか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） その部分もこれまで少し聞いたことがあります。ただ、この部分に関しましても、今後、空き家バンクに登録される際に、まだ片づいてない、もしくは仏壇があったりとかいう理由でちゅうちょされている方もいらっしゃるかと思いますので、その部分については現状のままで、まず御相談くださいという形で対応していきたいと思っております。これまでも、やはり片づいてないんだけどという相談がございました。その場合、間に不動産の方であったりとか、宅建業者の方が入られて、お聞きしますと、その宅建業者もしくは不動産業の方が片づける方を御紹介されて、片づいて、売買が成立した、賃貸が成立したという経緯もございますので、その部分については、まず仏壇であったり、片づいてない場合であっても、まず御相談くださいという形で周知をしていければと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 所有者の中にはなかなかそういう便利なアイデアがあるということを知らないこと人もたくさんいらっしゃると思いますので、やはり周知を徹底するような体制を整えてもらいたいと思います。ありがとうございました。

空き家を発生させないための対策として、空き家を既存住宅として利活用できるように整備し、流通させていくこと、また空き家バンクに登録し、居住者を募るといったことが考えられる対策だと思いますが、私は、これから先の取組として、壊すべき危険な空き家がこの先発生したならば、できるだけ早く除却を促す体制づくりとか、また発生予防として、これまで以上に利活用可能なものはしっかり利活用するようなスピード感ある対応を今後の課題として進めていかなければいけないのではないかと考えております。

次の質問の危険家屋（特定空き家等）への対策については、更地にすれば、住宅用地の特例の適用がなくなり、固定資産税などの税金が上がり、負担が重くなるということで、所有者とのトラブルになりかねないと。いろいろ問題が発生するかもしれませんが、所有者を確定し、改善もしくは除却を促すことができるように今から対策を進めていただきたいと思いますが、危険家屋（特定空き家等）の対応策についてお聞きいたします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） お疲れさまです。

先ほどと重複しますが、これまで地域の皆様から危険を及ぼすとか、相談があった場合は、阿蘇市生活安全条例に基づいた対応を行っているところであります。まず、現地調査と近隣の方々に聞き取り調査を行い、その後、所有者に状況写真を添え、適正な管理をお願いする通知を行っているところであります。所有者個人の責任を果たしていただくということで、そういった通知を行っているところであります。また、防災防犯上、必要に応じて、阿蘇警察署とも連携を取っているところであります。

別途、先ほどの所有権移転につきましても、相続税法の改正が今後あっておりますので、そういったのも踏まえまして、土地所有者の継承責任を果たすような啓発に努めたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

空き家のこととちょっと外れるかもしれませんが、庭木の伐採とかをしてくださいますか、そういうことまでは、協議会がありませんけれど、やっているわけですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 建物以外の近隣の住宅に影響する部分について、今言われる、枝が茂って、近隣に影響しているとか、ごみが散乱しているとか、そういったことについても、所有者に対しての通知を行っているところであります。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 国には空き家対策総合支援事業（個別補助金）や空き家再生等推進事業、これは社会資本総合交付金といった財政支援があるようですが、そのような政策を活用して、支援を受けられるよう、空き家対策計画の作成並びに実施に関する協議を行うための協議会などの設置を検討したらどうかということをお聞きしたいと思いますけれども、山本課長、課長のときに一つつくってみないですか。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 空き家が地域にもたらす問題を解消するための様々な課題というのは幾つかありますが、それにつきましては、庁舎内で横断的に各課との連携、協議を進めているところもございます。必要に応じた対応、協議を今後進める必要もあると考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） 税務課とか水道課とか建設課とか、関係各課いろいろ関わってることなので、なかなか難しいと思いますけれど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

市内には、これまでお話をしてきた危険な家屋だけではなく、まだまだ利活用すれば、すてきな居住可能な住宅は数多くあるはずです。空き家バンクは、既存の住宅の流通として利活用できるだけでなく、移住・定住者の促進に大変よい有効な対策です。家の購入や都会からの移住・定住者の希望者は数多くいらっしゃる聞いております。空き家バンクの登録数は増加しているということではありますが、これからはさらに多くの方が全国から物件探しにホームページを開き、閲覧する人を増やしていかなければいけないと思います。そのためには、空き家の所有者への制度の周知を進めていき、物件の登録数を増やすとか、そういう対応をしていただきたいと思います。それは、豊富な物件があるほうが移住・定住をするときの決断になるのではないかと考えております。これからの空き家バンクの登録数増加と移住・定住の促進に向けた対策はということで御答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 空き家バンクに対する登録、先ほども回答いたしましたけれど、空き家バンクの登録数が少しずつ増えてきております。空き家バンクの登録については、一つは個人の所有物という形になりますので、やはり固定資産税の納税通知書にチラシを入れて、告知させていただくという形で、これについては、現在、建物もですが、土地のみの場合も登録をさせていただいているという状況でありますので、できる限り「広報あそ」等でも告知をしながら、口コミによる情報発信も含めて登録物件数を増やしていきたいと考えております。

また、利用者数に関しましても、これまで紙ベースで市のほうに来ていただいて、登録をさせていただいていたんですが、これまでの東京、大阪、福岡等での移住相談会で利用登録を簡単にさせていただきたいという話もあっておりましたので、その意見を参考に、今現状では、インターネット、スマートフォンを使って、利用登録が簡単にできるという取組もさせていただいております。ただ、なかなか物件が少ないと、やはりこの利用登録も伸びてきません。昨年は、物件数が 22 軒から 47 軒に増えたことによって、登録者数も令和元年度は 49 件しか登録がなかったんですが、令和 2 年度は 105 件という形で、物件数が増えることによって、利用登録者数も倍増して増えてきておりますので、できるだけ物件、土地も含めて登録数を増やして、利用登録、移住・定住の促進に向けて頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） ありがとうございます。

先ほどの固定資産税の住宅用地の特例の話もありましたけれども、空き家バンク自体のことも、所有者あるいは移住・定住の方たちにもまだまだ情報が行き届かないところもあるやに思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

土地や家屋の所有者は、やはり自らの責任により危険家屋とならないよう、常日頃から管理責任を求めていくことが最も重要ですが、これから先は空き家の所有者が経済的な事情から管理を十分に行うことができず、管理責任を全うしない場合とか、所有者が特定できずに連絡が取れないとか、そういう事案も考えられます。所有者の責任のもとで管理することが原則としながらも、今後の課題として、個別の空き家などの情報や現状の把握ができる立場の行政が実情に応じて空き家などの有効な利活用を図って、今後、市民の生活環境に大きな影響を及ぼすような空き家などの増加に、関係部課局で協力しながら対応する体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。

どうも今日はありがとうございました。よろしく答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 様々な個別ごとの問題というのは、議員がおっしゃるとおりでございます。これについてはそちらでというのではなくて、常に連携する形で情報を共有した上での会議、協議を持ちながら、対応をしっかり図っていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1番（佐藤和宏君） やっぱり特に防災、防犯、衛生、景観とか、そういうことを考えると、ここはやりたいとか、この地区だけは絶対しないといけないとか、そういうところもあるかと思しますので、そういうところから取りかかるとか、そして、だんだん広げるとか、そういうふうに対応を検討していただきたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 1番議員、佐藤和宏君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後1時から再開いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続きまして、2番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 2番議員、佐藤菊男です。通告に従いまして、一般質問を行います。まずはじめに、阿蘇市の光ネットワークについてお尋ねをしたいと思います。

平成 23 年 4 月に阿蘇市、産山村全域に光ファイバーが導入され、光インターネットが利用できるようになって 10 年が経過しました。そこで、現在の施設の管理及び運営状況についてお尋ねをいたします。

まず、市が直営で行っている部分と指定管理者の阿蘇テレワークセンターが行っている部分について、簡潔に答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） お疲れさまでございます。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

市で行っている部分とテレワークセンターに、こちらは指定管理者ということで委託を行っているところがございます。市のほうでは、いわゆるお知らせ端末等に関する部分、お知らせ端末そのものでありましたり、ONUということで各御家庭に光ケーブルの引込みがございます。こちらの光データを、いわゆる電子データに変換するという機械になりますが、こういったONUの経費、それから光ネットワークについて、いろんなところで道路の改修でありましたり、建物が改修されたりする支障がございます。こういった際の主なケーブルの移転、こういったものにつきましては市がみますということで、これが大体年間 3,000 万円から 4,000 万円ほどでございますけれども、この経費につきましては市がみていると。それから、いわゆる光ネットワークのシステムに関する大きな大本の経費がございますが、こちらに関しても年次を追って、これは市のほうで更新をしていくということで負担しているということでございます。

一方、テレワークセンターにおきましては、施設の維持管理という部分とは別に、光のインターネットにつなぐという部分がございます。いわゆるバックボーンと言われるインターネットにつなぐ経費でございましたり、いろんな維持管理を行っていく上でのそこに関する人件費でございましたりとか、そういったところが 6 月の外郭団体の経営状況でも説明させていただいておりますけれども、こちらが経費として 2 億 1,000 万円ほどかかって、運営を行っているという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 施設全体の年間経費が約 2 億 1,000 万円ということでよろしいですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 施設全体の経費といいますと、お知らせ端末の部分でありましたり、光インターネットの部分でありまして、総計いたしますと、要はテレワークセンターのほうにかかっている経費が 2 億 1,000 万円でございます。それから、市のほうにかかる経費といたしましては、いろんなシステムの更新費用、それからケーブル等の移転等、そういったところについては、おおよそ 9,000 万円ほどございますので、トータル 3 億円ほどが経費としてかかっているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 年間約 3 億円、市の部分とテレワークセンターの部分で維持経費的

な部分があるということですが、テレワークセンターの経営状況の説明を6月に受けたわけですが、非常に昨年からのコロナ禍において在宅勤務等によるテレワークの増加等で光インターネットの接続者数も増加しているということですが、現在、民間においても非常に安いプランの料金設定がいろいろ各メーカーから出されております。そのあたりの情報を常に市のほうで把握していただき、市民の顧客満足度の低下を招かないように施設の効率的運用とサービスの向上に努めていただきたいと思います。

次に、本9月定例会において阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正が行われましたが、この条例の中には減免規定が当初から規定をされておられません。阿蘇市光ネットワーク施設条例の第1条には「高度情報化社会に適応したまちづくりを推進するため、阿蘇市光ネットワーク施設を設置する」とありますので、災害拠点施設や観光情報発信拠点となるなど、公共性の高い機関などに対し使用料の減免等の措置も必要ではないかと思いますが、そこで市の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今、議員がおっしゃいますように、市の条例におきましては減免規定というものは設けておられません。これといたしますのも、光インターネットの使用、あくまでも月額の使用料という形で取り扱っております、これを1日使った場合でも、これを月の30日丸々使った場合でも、同じ金額の4,598円という料金体系を取っているということで、その部分については減免という形での想定をしておられません。また、公共施設、それから、いわゆる公共的な運用を行うそれぞれの施設についても減免等の対象にしてはどうかということですが、これらの対象を過度に広げてまいりますと、先ほど言ったような大きな経費の部分についてもなかなか難しいと。これを個別に案件として市の負担はないという形も取っていくこととなりますと、その個別の案件の対応というのが大変難しくなってくるということもございまして、今、減免規定は設けてないところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 減免規定は設けてないということですが、テレワークセンターの運営状況を見ると、やはり結構剰余金、こういうのもあります。当然基金的な積立をしている部分もありますが、将来的な負担に備えての部分と思うんですけれども、やはりこの中でも結構租税公課も多く、4,000万円近く払ったりしております。そういう中で、ある程度、先ほど申しましたように、公共的な部分については、市の発展、観光情報発信等についても必要ではないかと思っておりますので、ぜひ内部で検討いただければと思います。

次に、光ファイバーケーブル及びお知らせ端末の標準的な耐用年数をどう捉えているのか、答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 光ファイバーケーブルにつきましては、おおよそ市内で500キロほどのケーブルがございまして、こちらは国が示します減価償却資産ということの耐用年数等に関する省令では10年ということで、まさに今年その10年を迎えるということですが、実質的な民間さんの状況等を伺ってまいりましたときには、大規模な更新

ということがほぼ行われた事例がございません。総務省でも耐用年数の見直しが今検討されているところがございます、材質、構造、用途、それから使用上の環境ですとか、光ファイバーの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果を踏まえて総合的に検討した結果ということで、今 20 年に延ばすということで議論がなされているところがございます。

また、お知らせ端末の端末機につきましては、国の省令ですと 6 年とされております。市が実際導入している機器は 10 年経過してもまだまだ使えているというところがございますが、メーカーではやはり 10 年前後ということを言われておりますので、今後その更新が必要になってくると思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） ケーブルで当初は 10 年というのが、大体 20 年ぐらいではないだろうかということで、また、お知らせ端末も大体いうと更新時期が近いのかなという答弁だったと思います。

次に、西湯浦のネットワークセンター及び一の宮、波野にサブセンターがありますけれども、これを含めた施設全体の光ファイバーケーブルを含めた長寿命化や、いろんなサーバー関係、こういう更新の対策を、総務課は情報関係としてどのような対策を現段階で検討されているか、お尋ねをいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 今おっしゃいました長寿命化、それから更新等の対策についてでございますけれども、センター施設の西湯浦にあります施設、それから市役所にありますサブセンター、波野の保健福祉センターにサブセンターがございますが、それぞれの施設については、改修の必要性はこの 10 年ぐらいではないというところがございますが、中に入っております、いわゆるネットワークの機器、そういったシステム等については、その製品ごとの耐用年数という形で、また保守期限がそれぞれにございますので、そういったものを見極めながら、経費のかからないように、できるだけ長く使いながら、また住民の皆さん方にトラブルが発生しないようところで検討して、使用状況を見ながら計画的な更新をさせていただいているところでございます。

また、光ケーブルにつきましては、先ほど申し上げましたように、耐用年数というものが今延ばされようとしていると。実際そのケーブルが、耐用年数が来て、朽ち果ててきているという状況でもございませんので、そういった部分については年 2 回、このケーブル等については目視による点検ということで巡回を行いながら、必要に応じて修繕等に対応しているということでございます。

光ファイバーケーブルの導入当時の経費につきましては、この部分だけが約 8 億円ほどかかっております。また、ケーブルを除く更新費用等につきましても、お知らせ端末についてはおおよそ 9,000 台ございまして、これを全部の更新を行っていくと 6 億 3,000 万円ほどが見込まれるところ、またセンター施設内にありますいろんな光ネットワークの機器、そういったものも更新を考えますと、そういったものが 6 億 3,000 万円とは別に 13 億円ほどかかってくるということが見込まれますので、先日の議会でも御承認いただきましたように、基

金等を積み立てながら、将来的な負担にも対応するという形で計画的な更新ということで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 防災関係、いろんな情報伝達に大変重要な施設でありますので、やっぱりどうしても古くなると施設の老朽化があります。今もありましたように、8億円、13億円という多額の経費を要しますので、維持補修に努められるとともに、やはり一時期に多額の修繕費が発生することのないように、計画的な運営、また修繕等の対応をお願いしたいと思っております。

光ファイバーケーブルの総延長は、当初480キロということでしたけれども、先ほど500キロということで、大分導入10年でケーブル延長、延びているところですが、平野部は、平地部はそんなにないんですが、やはり山間部にいきますと、非常に雑木だったり、竹だったり、こういうものが非常に茂っております。そういう中で、ケーブルにかぶさったりすることで、先日の台風でも何か所か倒木がケーブルにかかっている等あります。また、これから冬に向けて積雪の時期にもなります。このあたりで、ケーブルは年2回ほど、先ほど目視で点検をしているということですが、やはりこのあたりも見つかったところは早急にそういう雑木や竹等の撤去を進められて、いざというときに通信機能がちゃんと維持できるように対応をお願いしたいと思っております。先の平成24年の九州北部豪雨ではメインケーブルが切断し、通信機能が一部でダウンしたこともあります。災害の発生に備えて、情報伝達機能の保持に向けて取組をお願いしたいと思いますが、これらについて計画等があれば、お願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 前段でございましたケーブル等の損傷等に関しましては、先ほど申しましたように、年2回の巡視という形とともに、地域、地域、早急な情報確保が必要ということでもございますので、市の職員にも、いわゆる通勤時でありますとか、普段の生活時にこういったケーブルの垂れ下がりとか、また木が覆いかぶさって、危ないんじゃないとかいうところがありましたら、情報管理室に情報提供をお願いしたいということで、職員にも啓発をしているところでございまして、そこについては早急に対応していきたいと思っております。

それから、災害時等につきましては、総延長が延びましたというの、災害の後にケーブルの延長の強靱化ということで、波野方面から産山方面にわたる回線が片方が断線しても大丈夫なように、いわゆるルートを二重化しているところでございます。より安定した通信が確保できるように、今後とも努めてまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） いずれにしても市民の方々の安心・安全を守るため、また常日頃からの施設等の維持点検と、あらゆる災害を想定し、対応可能な計画の策定がこちらの策定に心がけていただきたいと思いますとともに、より充実した運営はもちろんですが、執行部においては総務省をはじめとする各種補助事業の新規メニュー等がありますので、市として使える

部分はやはり導入していただくように、常に情報をチェックされ、市民サービスの向上と財政の効率化につながるものがあれば、関係各課、積極的に検討、協議されるよう提言をいたしまして、光ネットワークについての質問を終了します。

次の質問に入りたいと思います。

阿蘇市における道路整備は、生活の基本となる社会基盤でもあります。また、医療や防災、通勤・通学など、安全・安心のまちづくりには重要な資本として、産業振興などの観点からも大変大切なものであります。近年の人口減少及び高齢化の進展により、阿蘇市においても各地区における草刈り等による維持作業や環境美化の現状がどうなっているのか、市道関係の建設課長及び農林道関係の農政課長に答弁をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

市道の路肩に繁殖いたします雑草処理につきましては、市道に隣接する土地の地権者、関係者及び農地・水事業とかボランティアなど、地域で維持されているのが現状でございます。また、内牧市街地などの植樹帯につきましては、一部、業者に管理を委託しております。また、歩道付きの幹線道路ではちょうど縁石から雑草が繁殖いたしますので、そちらは直営で雑草処理を行っている部分もございます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。お答えさせていただきます。

農道・林道関係でございますけれども、先ほど議員がおっしゃいますとおり、全国的な人口減少でありますとか、混住化、また高齢化によりまして、農地でありますとか、農業用施設等々の地域資源を守っていく地域のまとまりが非常に弱まっております。このような状況を改善するために、農業者の方々だけではなくて、地域住民の方々が地域ぐるみで一体となって活動組織をつくりまして、農業の持続的発展と農地・水・環境の保全と質的向上を今まで以上に図る取組といたしまして、平成 19 年からでございますけれども、多面的機能支払交付金事業によりまして、農道等の除草作業等の共同活動を行っていただいている状況でございます。

例外といたしまして、交通量の多い農道、広域農道でありますとか、波野で申し上げますと阿蘇東部線、それから一の宮でいきますとグリーンロード、手野線でございますけれども、こういった路線につきましては事故の危険性も非常に高くなってまいります。こういったことで、直営もしくは委託で現在対応を行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 今、建設課所管、また農政課所管の道路維持関係の現況を伺ったところですが、非常に建設課長からは、道路に隣接する地権者等による除草の協力という形で話がありましたが、既に一部地域では、農地・水・環境も含めて、やはり人口の減少と高齢化により作業に支障が出てくるような話を聞いております。除草作業をはじめとする道路、美化作業関係が、非常に作業そのものが限界に近づきつつあるという声が次第に大きくなってきているところです。いろんな 117 の行政区がありますけれども、またその中で、

作業は行政区単位でやったり、農地・水関係でそれぞれの隣保班単位でやったり、いろんな団体で作業を行って、非常に千差万別あると思うところですが。私たちは、隣保班 11 戸で約 6 キロ近くの道路の除草作業を行っておりますが、11 戸で、住んでいる人が 16 人です。そのうちに 75 歳以上が 10 名ということで、75 歳以下は 6 名しかおりません。そのうち、独り暮らしが 7 軒という形で、なかなか作業しようにも、高齢化で参加したくても体力的にできないと。そういう地域が私の地区だけではなくて、結構広まりつつあります。そういう声が届いてきます。

このような中で、こういうマンパワーですね、どうしても人がいなければ作業が効率化、進みませんので、これを補うために、パワーショベル、いわゆるユンボだったり、大型トラクターのアタッチメントをつけて、除草用の作業用のアタッチメントがありますので、このような形でやはり機械化によって、そのあたりの人員の不足等を補う地区が増えつつあります。そういう中で、除草作業用のアタッチメント等の貸与や、購入に対する助成制度の創設の検討をするべき時期に入ってきているのではないかと思います。そういう時期が来てからでは遅いですので、やっぱり早め早めの対応をするべきと思いますが、市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、多面的機能支払交付金事業でございますけれども、機械のリースにつきましては可能でございます。これにつきましては、管内で 5 つの活動組織がございます。旧町村ごと、また一の宮で言えば、荻の草もございますけれども、それぞれ活動組織の中で、まず合意形成を図っていただいて、そういう地域性、どうしても必要な機械あたりのリース対応については話合いの中で取決めを行っていただければリース可能という形になっております。

また、地元、地域において機械を購入する補助制度ということでございますけれども、購入になりますと非常に高額になります。そういった中で、やはり購入するに当たって、また修理あたりも多額でメンテナンスあたりの費用もかさんでくるという想定をいたしておりますけれども、そういった中では多面的機能支払交付金を活用して、できる限りリース対応で労力の軽減を図っていただきたいと考えているところでございます。

また、多面的事業とは別に中山間の直接支払事業の中で、仮に中山間の目的に合致するようであれば、中山間の委員会事業を市のほうで設けさせていただいております。そういった中で、共同機械の導入費用の一部、2 分の 1 以内でございますけれども、アタッチメントあたりの部分の補助制度を設けさせていただいております。こういったものも地域性に合致すれば活用していただきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） いろんなリース対応だったり、補助事業、中山間関係での対応が可能ということです。そのあたりもいろんな問合せ等があったときに、やはり優しく住民の方々にこういう形で作業も可能ですよと言っていただければと思っております。非常にこれから先、人口が増えるという要素が今のところでは考えられません。しかしながら、

高齢化は進んでいきます。そういう中で、持続可能な部分に取り組むという形で、ぜひ建設課、農政課にはよろしくお願いをしたいと思います。課長、どうもありがとうございました。

私たちの住みます阿蘇市は、国土の保全、また貴重な郷土文化の伝承など、様々な多面的機能を有しております。また、多くの人々にとって大切なふるさとでもあります。このふるさとの維持、活性化を図るとともに、地域における暮らしを持続可能なものとするためにも、人々が引き続き安心して暮らせる環境を確保するためにも、市の示す方針を基本としながら、117 の行政区、それぞれの地域の特性や事情に応じた道路美化作業の在り方等をはじめとして、優しい行政運営に積極的に取り組んでいただき、先に可決されました第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）でありますけれども、ここに込められている思いにあるように、未来志向型の施策の展開を期待したいと思います。総務部長の見解をお伺いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今議会におきまして、第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）を策定させていただきました。併せまして、過疎計画につきましても、今般新しい計画ということで認定をいただいたところでございます。

市議のお話の中に持続可能な地域づくり、そういった言葉がございました。この阿蘇地域、私たちが生まれ育った大事なふるさとでもありますし、阿蘇地域を離れて、多くの方々が阿蘇地域に思いを寄せられている。これは事実でございます。少子高齢化が進む中で、地域それぞれにやっぱり様々な課題があります。こういった課題を地域の課題とせず、阿蘇市全体の課題として、今後はこの総合計画、過疎計画の実現に向けて、全庁、全職員一体となって取り組む必要が十分にあるかと考えております。補助事業等もアンテナを高くして、少しでもいい補助事業あたりを見つけながら、将来の阿蘇市、市長がいつも言われます。生まれてよかった、住んでよかった、そういった阿蘇市、みんなが目指す目的とするまちづくり、地域づくりに全庁一体となって取り組んでまいりたい、そういった所存でございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 総務部長の思いをお聞きしました。今あったように、誰もが住んでよかった、働いてよかった、訪れてよかったと実感できるまちづくりの目標が一日でも早く実現できるように願いながら、今回の私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 2番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

続きまして、9番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番議員、園田でございます。本日最後の一般質問になります。この後も追加議案が市長から6件提出をされておりますが、時間がまだ2時前ですので、45分間、しっかりと一般質問をさせていただきます。

まず最初に、ICT教育のことを質問させていただきます。

現在、新型コロナ感染も国内で167万人、死亡が1万7,212人、熊本県におきましても、

1万4,065例、これは9月19日午後4時現在の数字ですが、死亡は131人となっております。ワクチン接種は、熊本県が全体で68.98%の方が接種をされております。阿蘇市においても71%、接種が終わっているということでございます。

阿蘇市でも新型コロナウイルス感染症陽性の患者数は125名の発症例が報告される中、ワクチンを2回接種しても、また感染してしまうというブレイクスルー感染というのが大変はやっておりまして、熊本県では、7月29日から8月15日の18日間の感染者2,217人を分析した結果、未接種でかかっている方が1,591人、そのうちにブレイクスルー感染というのが90人出ていると発表されております。調査数の大体4.1%は、2回接種した後に、また新型コロナウイルスに感染しているという症例でございます。2回接種後も、安心をせずに、これまでと同様に感染防止対策である、密を避ける、ソーシャルディスタンスを取る、手洗い、うがいなどの徹底により一層気を遣いたいと思っております。

学校関係の記事を見てみますと、9月8日の熊日新聞に熊本市を除く県内の公立学校の感染者の数が出ております。児童生徒、教職員の感染、4月から8月までの間に505人発症しております。内訳は、小学校が190人、中学校が100人、高校が149人、教職員が57人、特別学級が9人と発表されております。

そこで、阿蘇市の状況をお聞きしますが、全協で小学校、中学校、小学生が3人、中学生が2人、未就学児も1人いると報告されてはいますが、その後、この数の変化はありますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

小学校が3人、今のところ、その数字には変更ございません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） これは全国の70自治体の調査を国でされているんですけど、大体12歳から19歳までの年齢の方の接種というのは、まだ5.6%ぐらいしか進んでいないということでございます。

このような中、児童生徒の学習環境は日々変化をしています。ICT教育は、新型コロナ感染が発生する前から国の施策として各自治体で整備が進んでいたことで、大変タイムリーな施策であったと私も感じているところでございます。学習の効率化や教育現場の負担軽減、感染防止にも一役買っています。昨年の2020年春の全国一斉休校時には対面での授業ができない状況下で、ICT教育は再び見直されています。

まず、ICTとは「Information and Communication Technology」、この頭文字をとってICTでございます。教育長、間違いないですね。間違いない。市長、発音はこれでよろしいでしょうか。つまり、情報通信技術を意味します。阿蘇市内の小中学校でも新型コロナ感染前から各教室への電子黒板の導入をはじめ、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末の整備を進めてきました。現在は、すべての小学校、中学校で1人1台のタブレット端末を使用されております。小学校では同じタブレットを6年間、中学校では3年間使用するというところでございます。

そこで、ICT教育の活用と導入後の学習成果についてお聞きをいたします。コロナ禍で

児童生徒の学力について心配されている保護者の皆さんもいらっしゃると思います。その対応とその判断基準をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

昨年度もコロナ禍におきましても、休校を4月15日から5月末まで行いまして、その間に各学年に応じた教材、学習の質の充実に努めてまいりました。昨年は、各学校に1学級分のタブレットしかございませんでしたので、昨年は中学生を中心に自宅に持って帰って、学習のサポートをしてまいりました。

今年におきましては、1人1台、児童生徒にございますので、コロナ禍において各学校のリモート、それから家庭学習ということで家に持ち帰ってもできる状況にしております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 大体、今の時期か秋口か分かりませんが、全国一斉の学力テストみたいなものが実施されていたと思うんですが、コロナ禍の中でも実施がありますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 本年度は、5月27日に全国学力学習状況調査ということで、小学6年生が国語と算数、中学3年生が国語と数学ということで行われております。結果的には、ほぼ全国水準でございましたけれども、内容的には課題がありましたので、今後、学校でその課題の分析と、それから課題解決に向けて授業をどういうふうに改善していくかという検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） そういった情報があれば、家庭にしっかりと提供していただくと、保護者の方も安心できると思われると思います。

また、貸与されているタブレット端末のソフトの中身のことを学校に行って聞いたんですけども、かなりいいソフトが入っていると。他の自治体と比較しても全然遜色がないと、先生方も大変喜んでおられました。

しかしながら、この中にチャットアプリというのが入っているんですけども、1週間、10日ぐらい前だったですか、東京の町田市でこのチャットアプリが原因で小学校6年生の女子児童が自殺をしたといった報道もあっていました。チャットアプリを授業中に使い、その6年生の女の子をいじめていたということで、家に子どもたちも持って帰ります。もちろん学校の中でも使っているんですけども、家庭内での使用、そういうところの制限とか、学校内で使ったときのチェック機能、そういうところはどういうふうに教育委員会ではされていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたしたいと思います。

阿蘇市ではハードウェアの制限として使用時間を制限しています。小学校では午後9時から朝の6時まで使用不可です。中学校では午後10時から午前6時まで不可にするスクリーンタイムというのを設けております。それから、インターネットの制限として、ユーチ

ューブは禁止です。それから、アプリケーションの制限として、学習ソフト以外のインストールは禁止。それから、ドリルの学習のソフトのパスワードが今回問題になったわけですが、阿蘇市では英数字 8 桁から 10 桁の設定をして、十分家においても学校においてもそういうタブレットの問題が起こらないように、チェック機能をやっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 子どもたちのこの中のソフト、学習以外のソフトを使ったり、例えばほかの学習と関係ないものを使ったときには、ちゃんとチェック機能がありますということをしかりと子どもたちにも家庭にも伝えておかないと、W i - F i の整備がされていない家庭では、後から質問しますけれど、ルーターごと貸し出すと、家の結局W i - F i を使って、家庭の大人も使える状態になるので、そういうところはやっぱりきちんと学校からちゃんと分かるよって、あなたが使ったのは何だか分かるんですからということをおけば、それが少しぐらい抑止力になって、子どもたちもそういうところに入るおそれが少なくなるかと思っております。もちろんモラルの問題なので、家庭でも子どもたちにも指導をしかりやっただけで大丈夫かと思えますけれども、そのあたりはしかりとお願いをしたいと思えます。

まん延防止も延長になったり、各自治体では緊急事態宣言あたりもまだ出ているところもありますけれども、熊本市内あたりは2学期になって、やっぱりコロナウイルスが非常に心配ということで、家庭が学校に行かせないという事例もあっているように聞いております。これは保護者の判断ですから、学校はどうしようもないと思えますけれども、阿蘇市内でこういう欠席の何か届けがあっていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

8月30日から2学期が始まったわけでございますけれども、家族が風邪とか発熱で不安だという子どもたちの欠席は全体の1.9%ございました。コロナ関連でも3.6%ということで欠席がございました。児童生徒が発熱とか、そういういろんな部分で感染が不安で保護者から休ませたいという相談があった場合は、校長が認める期間は出席停止ということで柔軟な対応を行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今、課長から出席停止という話が出ましたけれど、この診断、例えばコロナだったら、もちろん出席停止ですけれども、普通の風邪だとか腹痛だとか、そういうところだったら欠席ということになりますよね。その判断基準というのは、診断書か何か出してくれとか、そういう話になりますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 先ほどもお答えしましたけれど、この場合につきまして、担任から児童生徒に聞き取りまして、その状況がどうであるかということで、学校の校長の判断ということで、コロナ禍の不安とか、そういう状況を確認して、柔軟な対応をしていると聞いております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 分かりました。

次は、3番目の質問に移らせていただきます。

オンライン授業と分散登校ということで、先日、教育委員会の許可をいただいて、私も学校関係の役員をやっていますので、どういった授業状況かというのを視察に行ってきたわけですが、空教室を使ったり、スクールバスの送迎を時差でやったりということで、感染には非常に神経を使われてやっておられました。

この感染状況にもよると思うんですが、分散登校というのはよその地域では学年別だとか、クラス別だとか、地域別だとか、そういう感じの分散登校というのもあるようですけれども、阿蘇市内の分散登校の現状というのはどういうふうになっていますか。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

2学期前の8月26日に校長会のほうで、スクールバスとか、座席の状況、教室、手洗いが密にならないように感染対策を十分にやりましょうということを確認して、2学期を始業したわけでございます。子どもたちが間隔を保って、多目的教室、それから広い教室に移動して授業を受けておりますので、阿蘇市では分散登校等を実施しておりません。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 教室の後ろにタブレットが置いてあるわけですね。教室全体を映してあって、いかにもそこに自分が座っているような感じで画面に映ると。そこでまた先生方とのやり取りも子どもたちとのやり取りもできるということで、やっぱり時代は、ICTはすごいなと、またそこで実感したわけでございます。

例えば、リモートになると、子どもが小学校の4、5年生になると何とか留守番も兼ねられますが、どうしても低学年は保護者に仕事を休んででも、もしそういう状況になった場合は家庭の協力、理解が必要だと思いますけれど、そういった点は、課長、どういうふうにか施策があれば、お願いします。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

私たちも、議員がおっしゃいました、学校における具体的な状況を見ておりませんが、テレビとかニュースの状況を見させていただいたわけです。このタブレットを1人1台配付するときにも、いろんな約束ごと、決まりごとを学校を通じて、こういうときはこうだよと、セキュリティも入っているので、ちゃんとやりましょうということにしておりました。もちろん学校と家族の協力なくしてはできませんので、去年もやりましたが、小さい子どもさんとか、家にその環境がないという子どもさんにおきましては、学校でタブレットを使ってやるという、そういう環境の状態もつくってきたわけです。また、PTAや学校を通じて、コロナ禍における家族の協力をぜひお願いしてまいりたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 完全に家から授業に参加するというか、リモートの教育を受ける人

数は、まだまだ阿蘇市内はいいほうだと思えるんですけども、感染者が少ないので、今からこのまま収束に向かえばいいんですけども、やはりそういうところもしっかりと考えなければいけないところも出てくると思いますので、そういうところは、今後しっかりと対応をお願いしたいと思います。

それと、先ほどちょっと話しましたが、Wi-Fiの整備ができていない家庭ですね、お知らせ端末がきていれば、ONUの後ろの端末にルーターをつなげば、Wi-Fiの電波をちゃんと受けて使用できるんですけど、やはり小中学校でもお知らせ端末がないところもあると思うんですけども、そういうところはこういった対応をされていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

通信の環境ということで、お知らせ端末があっても、家では通信ができないという家庭におきましては、ルーターを貸し出すということにしています。それから、お知らせ端末もない。今から申し込んでも、お知らせ端末がつくまでに2、3か月かかるという家庭におきましては、ポケットWi-FiみたいなWi-Fi機能を持った機器を貸し出してやっていこうと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ルーターを貸し出して、プロバイダー料と接続料ですね、うちあたりも4千5、6百円払っているわけですけども、この料金がWi-Fiの設備があるところは自分たちで払っていて、ないところは、今度はあとの議案の6議案の中に教育課のところを昨日もずっと見ていたんですけど、そういうところで少し補われているような感じですけども、やはりそうやって行政のほうで面倒をみるということになりますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

議員がおっしゃいましたとおり、追加議案で提案したいと思っておりますけれども、そういう環境がない家庭の通信料におきましては補正予算で対応させていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） あまり深く話すとあれなので、この辺で。例えば、Wi-Fiの端末からルーターを使うということになると、結局申込みはしないといけないわけですよね。例えば、園田浩文が使うときには園田浩文が使うように、テレワークに連絡をしないといけないという業務も、もちろん学校で取りまとめてやられるということですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

昨年もそういう通信環境がない家庭につきましても、学校を通じて申し込んで、その期間だけそういうふうに取り組んでまいりました。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） それと、リモートの授業となりますと、先生方の力量によって教科

の差があるところがデメリットという話も少し聞いているんですけども、そういうところの先生方への指導というのは、教育長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の質問にお答えします。

園田市議におかれましては、状況等も御覧いただきながら、先生方の取組、そしてまた家族、保護者の心配なところ等も御指摘等もいただきまして、本当にありがとうございました。

先生方につきましては、まずは慣れるというところなんです。なかなかこれまで十分関わっていらっしゃらない先生方も当然いらっしゃいますけれども、今年の4月当初から昨年の47日間の休校を振り返りましたときに、誰もが出会う場面になるだろうということで、学校を挙げて、研修をさせていただきました。その中には、阿蘇市の審議員、またテレワークセンターからも担当が直接学校に出向きまして、一緒に研修の中でお一人お一人悩んでおられるところ、またなかなか次に進めない場所につきましても丁寧にアドバイスをさせていただきながら、先生方が自信を持って、子どもたちの前に立つ。そして、またリモート授業等が進むように、オンライン授業が進むように取り組んでいるところです。引き続き、研修も充実させていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 教育長、力強いお言葉、ありがとうございました。市長も、子は宝ということで、やっぱり阿蘇市内の子どもたちには特に目をかけていらっしゃるの、学校教育が一番でございます。また、教育長も先頭に立って対応をよろしく願いいたします。

それでは、2番目の旧熊本市あそ教育キャンプ場について質問をさせていただきます。

市長の諸般の報告にもありましたように、砂防事業が動き始めました。地元の方々も大変喜んでいらっしゃるところでございます。現在は、現地の測量や、ドローンを飛ばして、辺りの調査も進められている状況でございます。

まずは、本体工事に入る前に、第一段階として、工事用の搬入道路というのが一番問題になってくると思います。現在は、下からの2.5メートルか、3メートルぐらいの道しかないの、大型工事ですので、どこからか搬入道路を引っ張ってこないといけないと思うんですけども、国交省あたりと慎重に計画は進めていってもらいたいと思いますが、建設課あたりで大まかな情報か、何か計画がありましたらお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

今、議員が言われたとおり、国交省のほうで今詳細な設計が進められております。当然キャンプ場まで行く進入道路、約600メートルが市道でございます、幅員も2.5から3メートルと狭く、工事用道路としては、あと1メートルぐらいは足りないのではないかと考えております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 現在のところは少し狭いので、これは私の個人的な要望ですけど、やはりどこか違う方向から、ある程度緊急車両の消防車あたりでも入れるぐらいの道路の整

備をお願いしたいと思っています。課長、どうですか。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 今ある市道は、家が建ち並んでおり公民館もございまして、非常に拡幅が困難ではないかと私も思っております。あと、南に行くと2か所ほど市道がございまして、それを通して、途中から新しく道路の新設が可能などころもありはしないかと思っておりますので、そのあたりも国交省に御相談したいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 所管は教育課ですけれども、その辺は建設課もしっかりと協力しながら前に進めていってもらいたいと思っております。ありがとうございました。

この砂防工事も概略調査から大体5年ぐらいは完成までかかります。本当はもっと長くかかるんですけども、ここは防災拠点の教育の防災を勉強するところということもあって、ここは少し前倒しして、大体5年ぐらいは完成するのではないかと聞いております。そうすると、現在のテントだとか、備品だとか、まだ大変多く残っております。傷みが激しくなる可能性も考えられます。

コロナ禍の中で全国的にキャンプブームも起きていて、熊日には阿蘇市の豆札の牧場の中にもオートキャンプ場が誕生したということで、市長も、その後に「新しい時代のニーズに沿って、阿蘇の自然を活かした場所が再び生まれた」と。「ほかの遊休地の活用についても着実に前進させる考えを示している」とコメントをされております。

そこで、5年ぐらにかかるわけですけれども、教育部長、工事の間の利用について、工事自体がまだ写真もきっちりできていない状態ですけれども、この5年間、キャンプ場を何らかの形で使用しますか、そういう考えはありませんか。いかがですか。

○議長（湯淺正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） ただ今の御質問にお答えいたします。

内部では、一般の貸付けだとか、そういった話も具体的に少しはさせていただいておりますので、この5年間を利用して、使えるものであれば使う方向では考えたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今日は答弁者にまちづくり課と観光課は入れてないんですけど、そういう話があったときは両課長とも協力は大丈夫ですか。大丈夫ですね。首を縦に振っていらっしゃいますので、何かうまいこと話をして進めていただきたいと思っております。

市政報告で阿蘇自然体験の森基本構想というのが仮称で出ておりますけれど、簡単に言いますと、課長、どういった構想になりますか。短く、お願いします。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

阿蘇自然体験の森基本構想ということで、1月25日に要望した際に持っていったものがございますけれども、これにつきましては、北部豪雨災害、それから地震、そうした教訓を風化させないためにということで、各種災害から復旧・復興が進んでいる防災対策などの学

習の場として普段目にすることがない砂防施設を直接体感できる、そうした自然体験活動の基本構想というものを策定しております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） また具体的に基本構想がきちんと出たときには、またお知らせいただくと、私も市民の方に説明ができるので、そういうところをしっかりとお願いしたいと思います。

そこで、テントの売却だとか、備品の売却だとか、そういうところはどうですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） これにつきましても、8月になりまして、砂防事務所と若干の協議はあったわけですが、現場の測量設計が始まった段階で、この場所とか規模とかいうのが具体的にありませんので、分かり次第、計画的に処分を協議してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 4、5年というところすぐ来ますので、しっかりと前もって準備をやっておいていただきたいと思っております。

私も6月の議会でインフラの確認を、課長、しておいたほうがよくないですかと。テントを見るときに、ほかの水道等も一緒に見たらどうですかというお話をしていたんですけど、その結果はいかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

水道につきましても、今、水質検査を毎年やっております。それから、電気につきましても、基本料金ということでいつでも使える状態にはなっております。それから、テント等も、昨年、私たちが2回ほど換気にまいりましたけれども、テントの状況と下の地面の状況を確認してまいりました。古いテントにおきましては若干修理等も必要かというのがありますが、平成28年に最後に納入したテント等もありまして、大変活用できる部分があるかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） じゃあ、課長、テントの売却等は取りあえず考えないということですか。工事の進捗だとか計画によって、もしかするとあり得るかもしれないということですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

その売却についても全体の半分が砂防の施設になるとか、3分の1とか、そういうところも分かりませんので、その状況に応じて考えてまいりたいと思います。今後、その部分についても協議してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 豆札の牧野のものは1.4ヘクタールだから、大体1町4反ぐらいで

すものね。そうすると、あそこは 13 町ぐらいあるものだから、やっぱりあまり広すぎると、今度どういった形になるか分からないんですけども、キャンプ場を任せただけのところもあまり広いと草刈りだとか何だとか大変になると思うので、計画が出た時点で、管理棟周りは残して、少しでも縮小して何か利活用を考えたほうがいいとは思っております。最後に、課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

全体的に砂防事務所等もはっきりした部分がありませんので、その段階で管理棟の周りも木を切って、枝打ちもして、管理しておりますので、そこを十分活かしながらやってまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 最後、答弁はいいませんが、まちづくり課、観光課、そういうところとしっかりと連携を取って、話を進めてもらうようお願いいたします。また、次の議会で私はやると思います。よろしくをお願いします。

それでは、最後の質問に入ります。阿蘇市の市有林の管理状況はということで上げております。

現在がかつてない材木の高騰ということで、現在、阿蘇市の市有林ですね、これの大体面積というのはどのくらいの広さと、今、財政課では把握されていますか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。ただ今の御質問にお答えいたします。

市有林の面積ということで、現在、台帳上では 60 団地、約 700 ヘクタールを財政課で所管しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） この 700 ヘクタールの中には、例えば保安林とか、水源涵養林、こういうところも含まれているということですか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 市有林の中に保安林指定してあるのが約 260 ヘクタールほどございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 保安林や水源涵養林というのは、間伐はできても、全伐あたりはできないと法律で決まっていると思いますけれども、これだけの広さを大体今、何社ぐらいに委託しているところですか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 管理の状況といたしましては、現在 3 つの事業者と森林経営委託契約を締結しておりまして、間伐であったり、下刈り等の施業を適宜実施しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） このウッドショックというのが結局アメリカの影響が非常に大きいと聞いております。コロナ禍でアメリカの金利が下がったことで家を建てる人が多くて、外材が日本に来ないということで、今、ウッドショックと言われていていると思います。

昨年と一昨年、間伐量だとか、間伐した材料等の売却益というのは、財政課で何か把握されていますか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） まず、昨年度、令和2年度の売却益につきましては、昨年度が市有林4団地で間伐作業を委託しております。議員御指摘の木材価格の高騰もありまして、純粋に間伐だけの売却益といたしましては、約600万円を市の歳入、諸収入で受け入れているところがございます。間伐量といたしましては、出荷材積になりますけれども、約2,500立方メートルということでございます。

また、一昨年度、令和元年度につきましては、3団地で間伐を行っておりまして、約400万円の売却益が出ておりまして、間伐量、出荷材積といたしましては、約1,500立方メートルでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 聞くところによると、昨年、一昨年の約2倍から3倍ぐらい、材木の値段は上がっていると聞いております。これだけの広さを3社でやられているということですが、もうちょっと業者あたりを増やすような、そういう考えはないですか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 現在、公的機関である森林組合をはじめ、民間事業者2社、合わせて3社と委託契約を締結しているところがございます。民有林あたりの施業をやる中で、隣接して市有林があるようなところは、事業者からここの市有林の間伐あたりはさせてもらえないかという相談を受けた場合、契約を締結している範囲内であれば、そちらの事業者と協議をいたしまして、間伐の調整を行っているところであります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） では、業者さんからここの市有林のところの間伐をどうですかともちかけられたときは、財政課でも何らかの答弁をするということでもいいですか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） そういう相談があった場合は、財政課が窓口で協議、調整をさせていただいているところがございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 森林計画のいろんな計画はあると思います。今が高いから早く切っけて出せといっても無理なところはあると思いますけれども、やっぱり森林伐採によって、阿蘇のダイナミックなところの景観が少しでもまた引き立つようになれば、私もこれが非常にうれしいところだと思います。今後の財政課の見解は、いかがですか。業者が切らせてくれと言え、相談に乗りますか。いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 議員御指摘のとおり、ウッドショックと言われるほど、木材の価格が高騰しております。自主財源の確保という意味も含めて、今年度も間伐については、永草の蛇の尾、それから狩尾の大鶴等々、間伐を予定しているところでございます。間伐などの森林施業を推進することが、ひいては土砂災害防止であったり、水源涵養、それから地球温暖化防止などの一助になることが期待できますので、今後も森林の生育状況、木材の市場動向などを注視しながら、健全な森林経営を図っていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） あと2分しかありませんので、まとめてください。

○9番（園田浩文君） ウッドショックのこの高騰がいつまで続くかというのは分からないんですけれども、今ちょっとは下に下がってきたかなといううわさも聞いておりますけれども、今後しっかりと取り組んでいただいて、こういう保安林だとか涵養林という、それを外すということはなかなか難しいということですか。保安林を普通の市有林に変えるというのは難しいんですか。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 保安林の解除につきましては、やはり保安林としては水源涵養であったり、公益的な機能を有していると捉えております。したがって、簡単に外すことができるかどうか分かりませんが、公益的な機能については維持してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） あとたくさんありますけれども、これで9番議員、園田の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の一般質問を終了いたしました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をしたいと思います。2時25分から再開いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今、市長より議案6件が提出されました。この際、これを日程に追加いたしまして議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第68号から議案第72号まで、並びに同意第5号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 追加日程第1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速、令和3年第3回阿蘇市議会定例会に当たり、追加提案をさせていただきたいと思えます。

議案第68号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第7号）について」

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加し、併せて阿蘇医療センター医療機器更新事業及び阿蘇農村公園あびか多目的グラウンド屋外照明改修事業等に係る財源を過疎対策事業債に組み替え、その他の市債について一部減額・廃止しております。

歳出では、市債の組替えに伴う財源変更及び病院事業会計繰出金、児童生徒の遠隔学習支援に係る費用等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ8,738万7,000円を追加し、176億9,741万2,000円としました。

議案第69号「令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の採択に伴い、歳入では国庫支出金を、歳出では総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ773万円を追加し、歳入歳出予算総額を35億7,439万8,000円としました。

議案第70号「令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第2号）について」

阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、資本的収入では他会計負担金を追加し、企業債を減額しております。

これらの補正の結果、資本的収入予算額を3億312万5,000円とし、資本的収入額を資本的支出額に対して不足する額を6,573万円に改めております。

議案第71号「工事請負契約の締結について」

本件は、坂梨保育園移転改修工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第72号「工事請負契約の締結について」

本件は、阿蘇山火口二次避難施設整備工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

同意第5号「副市長の選任について」

本件は、副市長の任期満了（令和3年9月30日）に伴い、副市長を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案6件（予算3件、同意1件、その他2件）を本日、追加して上程いたしましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加日程第2、議案第68号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算

(第7号)について」から追加日程第7、同意第5号「副市長の選任について」までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯浅正司君) 御異議ないものと認めます。したがって、議案第68号から議案第72号まで、並びに同意第5号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第2 議案第68号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第7号)について

○議長(湯浅正司君) 追加日程第2、議案第68号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第7号)について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(廣瀬和英君) 失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第68号、令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第7号)について、御説明申し上げます。

別冊1の1ページをお願いいたします。第1条になります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,738万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ176億9,741万2,000円と定めております。

今回の補正予算の主なものといたしましては、先週、阿蘇市過疎地域持続的発展計画について議決をいただきましたので、本計画に沿って、改めて財源を過疎対策事業債に組み替えるとともに、併せて地方債の一部を変更、廃止するものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正になります。まず、上の表につきましては、追加分の4件になります。こちらの4件につきましては、いずれも過疎対策事業債、いわゆる過疎債を活用する事業でございます。なお、過疎債につきましては、起債対象事業費の100%の借入れが可能でございまして、かつ元利償還金の70%が交付税措置される有利な地方債でございます。したがって、今回、上の表の3行目になりますが、阿蘇医療センター医療機器更新事業につきましては、当初、病院事業会計で企業債を借り入れる計画でございましたが、事業費の50%、半分については交付税措置が有利な過疎債を併用することができる見込みでございますので、事業費の50%の5,540万円を一般会計で借り入れる予定としております。また、下の表、変更分の2つの事業につきましては、一部を過疎債に組み替え、一部を廃止して減額するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。地方債の廃止になります。既計上予算のうち、交付税算入率が低い起債事業など、こちらの8件につきましては、地方債の借入れをやめて、財源変更、一般財源に組み替えるものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。こちらは、今回の歳出予算の財源内訳を表しております。一番下の歳出合計欄を見ていただきますと、地方債が8,200万円、一般財源は変わらず0円としております。今回、予算上は地方債が8,200万円増える形になりますが、交付

税算入率の高い過疎債を充当したこと、それから逆に交付税算入率の低い地方債を組み替えたことなどで、後年度における将来的な市の持ち出しにつきましては、約9,000万円ほど縮小、抑制できることとなります。

次に、10ページをお願いします。歳出予算になります。10ページ以降では、右端の説明欄に括弧書きで財源変更と複数箇所出てきますが、基本的には先ほどの過疎債の借入れなど、地方債の変更に伴いまして、一般財源の額が併せて変更になったものを財源変更と表記しております。例えば、一番上の総務費の目9内牧支所費の財源変更につきましては、地方債の欄に1,500万円とございまして、一般財源の欄が逆に△1,500万円となっております。こちらにつきましては、ページを戻っていただきまして、歳入予算の8ページで説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。8ページの中段以降、市債の目1総務債になりますが、市総合センター外灯改修事業といたしまして、過疎債を1,500万円借り入れますので、先ほどの歳出予算では、地方債が1,500万円増えて、逆にその分、一般財源が減りますので、財源内訳のみが変更になるということでございます。

すみませんが、もう一度、ページを戻っていただきまして、10ページ中段になります。款項目番号で申し上げますと4の1の1病院事業会計繰出金を5,540万円追加計上しております。こちらは地方債でも説明いたしましたが、医療センターにおけるマンモグラフィ装置などの医療機器購入に係るものでございまして、一般会計から過疎債を借入れ、そのまま同額の5,540万円を病院事業会計へ繰り出すものでございます。なお、借入金の返済につきましては、すべて病院事業会計で負担することになりますが、交付税に算入される分、元利償還金の70%分につきましては一般会計に入ってきますので、毎年、一般会計から病院事業会計へ繰出金として支出することになります。

次に、11ページをお願いします。11ページの下段、教育費になります。11ページの後段から次の12ページ、前段にかけて、コロナ感染症の影響を踏まえまして、児童生徒の家庭学習を支援するため、先ほど一般質問でもございましたインターネット環境がない御家庭への回線料として2項目合わせて187万7,000円、その下の通信機器購入費として100万円、12ページの一番上、遠隔学習用備品といたしましてカメラ、マイク等の購入費、小中学校合わせまして128万円を計上しております。

最後に、12ページの一番下の段を御覧ください。今回、財源調整を行った結果、予備費といたしまして2,729万円を追加しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 68 号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 3 議案第 69 号 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 3、議案第 69 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 69 号、令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

別冊 2、1 ページをお願いいたします。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 773 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 35 億 7,439 万 8,000 円と定めさせていただきました。

7 ページをお願いいたします。本予算につきましては、歳出をベースに御説明をさせていただきます。款 1 総務費、目 1 一般管理費、節 18 負担金補助及び交付金に地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金として 773 万円を増額させていただいております。今回、市内のグループホーム 1 事業者から事業申請がございまして、9 月 1 日付けで国からの事業採択が決定いたしましたので、追加議案として上程をさせていただいたものでございます。

事業の概要といたしましては、降灰、経年による施設の老朽化に伴い、屋根、外壁、ベランダ等の補修、ヒートショック防止のための浴室、廊下へのエアコン増設など、利用者の安全確保等の観点から大規模な施設の修繕を行うものでございます。

なお、本事業につきましては、国の定額補助のため、6 ページの歳入に同額の 773 万円を計上させていただいておりますので、市の負担はございません。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 69 号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 4 議案第 70 号 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 4、議案第 70 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 70 号、令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について、御説明をさせていただきます。資料は、別冊 3 を御覧ください。

開けて、1 ページをお願いいたします。第 1 条として、第 2 号補正予算になります。

第 2 条です。建物とか施設設備等、資本に係る予算になりますが、資本的収入の予定額を合計額といたしまして 140 万円減額し、3 億 312 万 5,000 円としております。内訳といたしましては、企業債を 5,680 万円減額し、5,550 万円、他会計負担金を 5,540 万円増額し、1 億 1,657 万 6,000 円といたしております。

その結果、第 3 条になりますが、過年度分損益勘定留保資金で補填する額を 140 万円増額し、6,573 万円に改めさせていただいております。

次に、起債の変更といたしまして、当初 1 億 1,230 万円限度額を計上いたしておりましたが、補正後 5,550 万円に減額をさせていただいております。

詳細は、5 ページで説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたが、まず病院事業債を 5,680 万円減額し、5,550 万円としております。他会計負担金につきましては、5,540 万円増額し、1 億 1,657 万 6,000 円としております。これにつきましては、資本的収入に係る他会計負担金、一般会計繰入金の合計額は、1 億 1,657 万 6,000 円となるのですが、このうち、今回の過疎対策事業債分としての一般会計繰入金としましては 5,540 万円ということを備考欄に書かせていただきました。

先ほど財政課長の説明にもありましたが、今回当初予算で御承認いただきましたマンモグラフィ装置などの医療機器等に関しまして、その購入財源を病院事業債の起債を充当することとしておりましたが、阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定が承認され、過疎対策事業債の充当が可能になりましたので、財源の組替えをさせていただいたところです。なお、過疎対策事業債につきましては、これも説明が重複しますが、起債予定額の 2 分の 1 が上限となりますので、先ほど申し上げた金額になっております。

なお、借入れ窓口は財政課にお願いすることになりますので、交付税措置の関係から一般

会計で借入れを行っていただきまして、病院事業会計に繰り出していただくことになっております。返済につきましては、病院事業会計から市の歳計外に返済をさせていただく予定です。

以上で、説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 過疎債関係が上限の 2 分の 1 ということですが、MRI など、大きな機材になったとき、2 分の 1 は過疎債で、それに 70% 付くということですが、残りの 2 分の 1 は何か補助を付けたりとかすることはできるんですか。過疎債とかを付け出したら、ずっと過疎債だけで補助をとるとかいう形になるんですか。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） ただ今の御質問にお答えします。

例えば、CT は今回コロナ対策補助金の補助対象になりました。ただ、MRI につきましては、2 年後ぐらいに更新を予定しておりますが、その際、国の補助事業があれば、その補助事業にのせたいと思っております。補助事業がなければ、今回当初予算で上げたマンモグラフィ等と一緒にありますが、過疎債は 2 分の 1、残りは病院事業債の借入れを予定することになると思います。

説明を終わります。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 70 号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 2 号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 5 議案第 71 号 工事請負契約の締結について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 5、議案第 71 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、1 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 71 号、工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件につきましては、坂梨保育園移転改修工事につきまして、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的でございます。坂梨保育園移転改修工事。契約の方法、指名競争入札でございます。契約金額、消費税を含めまして 2 億 4,717 万円でございます。契約の相手方になります。所在地、阿蘇市一の宮町宮地 2223 番地、名称が紅屋・大津建設工事共同企業体になります。共同企業体の代表者、株式会社熊本紅屋、代表取締役、家入貴久男氏でございます。

工事の概要を申し上げます。坂梨保育園の老朽化に伴いまして、旧坂梨小学校の校舎、鉄筋コンクリート造二階建てでございますけれども、その一部 876 平米を保育園舎に改修、併せまして園庭及び外構等について整備を行うものでございます。本件につきましては、8 月 31 日に入札を行い、現在仮契約中であります。予定価格が 1 億 5,000 万円以上でございますので、阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして議決をいただいた上で本契約、そして工事着工へと移らせていただきます。御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

ボーリングは大体何か所ぐらいつかれるかと、あと工期はどういうふうになっていますか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） すみません、回答させていただきます。

ボーリングについてですが、今回、旧坂梨小学校の校舎をそのまま利用しますので、基礎工事等は発生しません。工期は、議決の翌日から令和 4 年 8 月 31 日までの工期としております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 71 号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号「工事請負契約

の締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 6 議案第 72 号 工事請負契約の締結について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 6、議案第 72 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書 2 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 72 号、工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、本件につきましては、阿蘇山火口二次避難施設整備工事に伴いまして、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的になります。阿蘇山火口二次避難施設整備工事でございます。契約の方法、指名競争入札。契約金額、消費税を含めまして 2 億 3,760 万円でございます。契約の相手方になります。まず、所在地、阿蘇市内牧 963 番地 2、名称が株式会社田上建設でございます。代表者は、代表取締役、吉良猛氏になります。

工事の概要を申し上げます。阿蘇山上旧ロープウェイ跡地に火山ガスにも対応できる、エアカーテンや救護室、避難待合スペース、そしてトイレ、案内所等を備えました二次避難施設、鉄筋コンクリート造の平家建て 227 平米を整備するものでございます。本件につきましても、8 月 31 日に入札を行いまして、現在仮契約中でございます。議決をいただいた上で本契約、そして工事着工へと移りたいと考えておりますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 72 号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 7 同意第 5 号 副市長の選任について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 7、同意第 5 号「副市長の選任について」を議題といたします。

副市長より退席の申出がっておりますので、これを許したいと思います。

[副市長 退席]

○議長（湯浅正司君） 総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 3 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました同意第 5 号、副市長の選任について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。副市長が 9 月 30 日で任期満了を迎えられることに伴いまして、副市長を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるところでございます。

選任の御同意をお願いしたい方は、現副市長でございます和田一彦氏でございます。任期が令和 3 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの 4 年間。この任期につきましては、地方自治法第 163 条に規定がなされているものでございます。また、欠格事由、これにつきましては非該当でございます。

経歴等につきましては、4 ページをお願い申し上げます。御年齢が 10 月 1 日現在で 65 歳。住所、経歴につきましては、記載のとおりでございます。平成 29 年 10 月 1 日から前宮川副市長を引き継ぎ、副市長を務められております。

以上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、同意第 5 号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。同意第 5 号「副市長の選任について」、同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

[副市長 入場]

○議長（湯浅正司君） ただ今、副市長に選任されました和田一彦氏が議場におられます。選任同意されました和田一彦氏に一言御挨拶をいただきたいと思っております。

和田副市長、どうぞ。

○副市長（和田一彦君） 議員の皆様には議案に御同意いただきまして、ありがとうございました。引き続き、副市長の職務を担わせていただくことになりました。身の引き締まる思いでございます。もとより浅学非才でございますけれども、佐藤市長を補佐し、豊かで明る

い阿蘇市づくりに誠心誠意邁進してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

午後 3 時 01 分 散会